

No.1 ○豊明市議会定例会12月定例会議会会議録(第3号)

平成25年12月4日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛 受 明 宏	議員
3番	近 藤 千 鶴	議員	4番	近 藤 善 人	議員
5番	近 藤 恵 子	議員	6番	藤 江 真理子	議員
7番	近 藤 郁 子	議員	8番	三 浦 桂 司	議員
9番	一 色 美智子	議員	10番	杉 浦 光 男	議員
11番	早 川 直 彦	議員	12番	山 盛 左千江	議員
13番	平 野 龍 司	議員	14番	平 野 敬 祐	議員
15番	村 山 金 敏	議員	16番	安 井 明	議員
17番	月 岡 修 一	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	前 山 美恵子	議員	20番	伊 藤 清	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議 事 課 長	石 川 晃 二 君	議事課長補佐	馬 場 秀 樹 君
		兼議事担当係長	

庶務担当係長	濱 島 早代江君	議 事 課 主 査	花 井 悟 之 君
--------	----------	-----------	-----------

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	石 川 英 明 君	副 市 長	小 浮 正 典 君
教 育 長	市 野 光 信 君	行政経営部長	伏 屋 一 幸 君
市民生活部長	石 川 順 一 君	健康福祉部長	原 田 一 也 君
経済建設部長	横 山 孝 三 君	消 防 長	成 田 泰 彦 君
教 育 部 長	津 田 潔 君	企画政策課長	小 串 真 美 君
財 政 課 長	吉 井 徹 也 君	総務防災課長	相 羽 喜 次 君
高齢者福祉課長	浅 田 利 一 君	保険医療課長	加 藤 賢 司

君

都市計画課長 堀田 彰 君 環境課長 土屋 正典

君

会計管理者 深谷 義己 君 監査委員事務局長 阪野 正

男 君

兼 出納室長

5. 議事日程

(1) 一般質問

近藤 千鶴議員

前山美恵子議員

川上 裕議員

一色美智子議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(伊藤 清議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に3番 近藤千鶴議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○3番(近藤千鶴議員)

皆さんおはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして壇上にて一般質問をさせていただきます。

1項目目、市の管理する施設の自動車駐車場の整備について。

市の管理する施設の自動車駐車場においては、多くの市民の方が利用しやすいように整備を推進していくことは必要と考えます。

2004 年秋以降、ハート・プラスマークが普及し始めました。

ハート・プラスマークとは、身体内部に障がいを持つ方、身体の不自由な方、妊娠中の

方などの駐車場を示すものであります。

心臓や肝臓、肺など、体の内部に障がいがある内部障がいは、外見からではわかりにくいものです。

現在、身体障害者手帳の交付を受けた人だけでも、全国で145万人にも上るそうです。

ハート・プラスマークが普及し始めて10年たちますが、ハート・プラスの会によりますと、社会的理解はなかなか進んでないと言われてしています。

その要因として、福祉関係の事業でも、内部障がいに関する内容が入っていないことがあるのではないかとと言われてもいます。

本市においては、以前、先輩議員が内部障がい者への理解促進を訴え、庁舎内の駐車場にはハート・プラスマークの看板が取り付けられた経緯があるとお聞きました。これにより、体の不自由な方や身体内部に障がいを持つ方などは、車がとめやすくなりました。

現在も、市の管理する施設を多くの方が利用されています。利用者の多くは、車で来られます。利用者の方が円滑かつ安全に利用できる自動車駐車場でなければならないと考えます。

そこで、お伺いいたします。

- ①自動車駐車場の現状について。
- ②自動車駐車場の課題について。
- ③自動車駐車場の今後の取り組みについて。

2項目目、小中学生のいじめ等についての対応、対策について。

現在の小中学生を取り巻く環境は、社会の変化が急速で、これまであったものが消えかけています。

一方、情報機器などの開発が進み、大人でも追いつけていない状況ではないでしょうか。このように社会変化がある中でも、小中学校は、児童生徒たちにとって楽しく学び、生き生きと活動する場でなければならない。そして一人ひとりが大切にされ、自分の存在や自己実現の喜びを充実できる場でありたいと、日々努力をしてみえます。

本市の教育委員会においても、教育委員会の学校教育の理念として、命をとうとび、人を愛し、心豊かなたくましい人材の育成の教育理念に基づき、児童生徒の個性を伸ばし、知、徳、体の調和のとれた自立した人間を育成すること、自分を大切にする心、他を思いやる心、みずからを律する心、自然、文化を大切にする心を育み、社会の形成者としてその発展に参画する態度を養うことを、学校教育の大きな目標としております。

また、いじめ問題についても、子どもたちのとうとい命を守るために、いじめられている子どもたちの小さなサインを見逃さないように、いじめについて地域全体で把握するように努め、いじめは絶対に許さないという認識に立ち、学校、家庭、地域、教育委員会等が連携をしていじめ撲滅に向けて取り組んでいくとあります。

家庭問題、友人関係、進路の問題など、子どもたちの悩みは多様化、低年齢化が増してきているのではないのでしょうか。

今までは、問題が起きてから対応するという考え方でしたが、悩みが起きたときに子どもに寄り添える環境をつくっていくことが、これからは重要なことではないでしょうか。

学校においては、問題が起きにくい学校風土をつくる、問題を回避できる児童生徒に育てるなど、予防的な対応をしていくことが大切と考えます。

また、NPO法人でボランティアの電話相談を全国で76団体が活動しているところもあります。

本市においても、子どもたちの悩みが深刻になる前に対策していく必要があると考えます。

そこで、伺いたいします。

- ①小中学校でのいじめ対策等についての対応の現状について。
- ②小中学校でのいじめ対策等についての対応の対策について。
- ③小中学校でのいじめ対策等についての対応の課題について。
- ④小中学校でのいじめ対策等についての対応の今後の取り組みについて。

以上で壇上の質問を終わります。

No.4 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.5 ○市民生活部長(石川順一君)

それでは、市民生活部より、市の管理する施設の自動車駐車場の整備についてのうち、本庁舎と分庁舎の分を中心にお答えさせていただきます。

- ①自動車駐車場の現状についてでございます。

現在、本庁舎には、来庁者、公用車用を含め153台分の駐車が可能でございます。

うち、来庁者駐車場は93台、内訳は、普通車65台、軽自動車3台、立体駐車場の2階に20台、身障者駐車場5台となっております。

分庁舎には、来庁者駐車場19台、身障者駐車場1台となっております。

身障者駐車施設については、愛知県の人にやさしい街づくりの推進に関する条例に従った台数の確保に努めております。

- ②自動車駐車場の課題について。

平成21年度には、身障者駐車場を、障がい者だけでなく妊産婦、身体内部に障がいのある方、けがなどをしている方にも利用いただけるように、看板を設置しまして利用をしていただくようにしております。

しかしながら、市役所本庁舎の敷地内には、ひまわりバスのバス停などいろいろな施設が複合的にあり、駐車スペースの平たん性の問題や、排水のための側溝があること、また

誘導する点字ブロックなどを備えていないこともございます。

また、市内の全ての公共施設が必要台数や表示看板などの装備を具備しているわけではないことも承知をしております。

③でございます。自動車駐車場の今後の取り組みについて。

現在、本庁舎では、耐震改修工事を行っており、一部の駐車場が使用できない状態が続いております。来庁者の方にご迷惑をおかけすることのないように改修工事を行っておりますが、駐車スペースは少なくなっております。

改修工事に合わせまして、路面を平坦化させることやラインの引き直しなども行い、より利用しやすい設備としてまいりたいと考えております。

終わります。

No.6 ○議長(伊藤 清議員)

津田教育部長。

No.7 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部より、2項目目の小中学生のいじめ等についての対応・対策について順次お答えしてまいります。

まず1点目、①小中学校でのいじめ対策等についての対応の現状についてお答えいたします。

小中学校でのいじめ対策等への対応については、常に学校が危機感を持って組織的かつ適切に早期発見、早期対応を行っております。

いじめや問題行動が表面化したとき、すぐに複数の教職員が児童生徒から聞き取り、突き合わせ、これを行います。

特にいじめの場合は、いじめられた児童生徒からいじめの内容について受容的な態度で丁寧に聞き取りを行っております。

そして次に、担任、関係職員、管理職で情報を共有して、指導の方向性を立てております。

その後、両者立会の上、事実確認をした後、毅然とした態度で指導を行っております。

指導内容については両者の保護者へ伝え、内容によっては、保護者も同席して今後の方向性を話し合いいたします。

そして、継続的に状況を確認し、指導をしてまいります。

次に、②であります。

②の対応の対策についてであります。いじめ対策等で重要なのは、いじめや問題行動等を未然に防ぐ予防的活動、これが大切であるというふうに考えております。

例えば、生活アンケートとその結果を踏まえた教育相談を行うことで、いじめ問題行動等

が起こりにくい状況をつくっていきます。

そのほかにも、朝会での校長の講話、学級での担任講話、道徳の授業等で、児童生徒に道徳的価値が高まるようにしております。

また、異学年交流、部活動、学校行事等を通じて、一人ひとりが存在感を感じ取ることができる学校経営、学級経営を行っております。

小学3年以上で行っているQ-Uアンケート、こちらを活用することで、学級内で児童生徒の様子に気づく場合もあります。

こうした予防的活動を行うことで、いじめや問題行動が広がったり大きくなったりするのを未然に防ぐようにしております。

次に、3点目ではありますが、いじめ対策等の対応の課題についてお答えいたします。

いじめ対策に関する対応の課題としては、次の点が挙げられます。

まず1つ目は、良好な人間関係を築くコミュニケーション能力をどのように育てるか。

2つ目には、いじめに対して周囲で助長したり傍観したりするのではなく、いじめを許さないという環境をどのようにつくるか。

3点目に、ネットや携帯電話、これらでのいじめなど、人目につかないケースをどのように防いでいくか。

そして、これらの課題に的確に応えることができる教職員の力量の向上が課題である、そのように考えております。

また、子どもの様子の変化を感じ取ってもらうための家庭への啓発と連携も大きな課題である、そのように考えております。

4点目、対応の今後の取り組みについてであります。

本年6月に交付されましたいじめ防止対策推進法、その中に、文部科学省がいじめ防止対策基本方針を策定しております。

これをもとに、市と学校がいじめ対策推進基本方針を現在、策定中であります。

教職員がいじめ問題に適切に対応できるように、県から出されている「小さなサインが見えますか」等の資料を活用した研修の実施を検討しております。

また、LINE等の情報機器を利用した新しいいじめの形態に教職員が対応できるように、情報機器に関する研修会の実施も検討しております。

以上終わります。

No.8 ○議長(伊藤 清議員)

一通り答弁は終わりました。

近藤千鶴議員。

No.9 ○3番(近藤千鶴議員)

全般にわたり、答弁ありがとうございました。

それでは、1項目目から再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁では、庁舎内の駐車場について答弁していただきましたが、ほかの施設の重立ったところの現状をお聞きしていきたいと思います。

まず、総合福祉会館の現状をお聞かせください。

No.10 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.11 ○健康福祉部長(原田一也君)

それでは、健康福祉部より総合福祉会館の現状についてお答えいたします。

総合福祉会館駐車場については、正面駐車場に一般者用33台と、障がい者用2台があります。

障がい者駐車場には障害者マークは路面表示されておりますが、妊娠中の方ですとか、けがをしている方ですとか、身体内部の障がいのある方などの表示はされておられません。

これは、障がい者駐車場の前面が車椅子用のアプローチとなっておりますので、看板を設置すると、そこへの進入が難しくなるためというふうに思われております。

また、敷地の東方面に、借地ではございますが、22台の駐車場を用意しております。こちらは、一般用のみでございます。

あと、自動車駐車場の課題についてでございますが、行事とか会議等、来客の多い日には、駐車場が不足する問題はございますが、平時においては、特に問題がないと聞いております。

また、3点目の自動車駐車場の今後の取り組みについてでございますが、先ほどのマークの表示につきましては、非常に難しい部分がございますが、駐車場の工事等があれば、それに合わせた形で検討してまいりたいというふうに考えております。

終わります。

No.12 ○議長(伊藤 清議員)

近藤千鶴議員。

No.13 ○3番(近藤千鶴議員)

ありがとうございました。

次に、勅使墓園の駐車場の現状、課題、今後の取り組みをお聞かせください。

No.14 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.15 ○経済建設部長(横山孝三君)

現在、勅使墓園には92台の駐車場がございます。そのうち3台が身障者用の駐車場となっております。

次に、自動車駐車場の課題でございますが、障がい者用駐車場が昨年度利用を開始いたしました新しい駐車場側に集中しておりまして、従来からある駐車場側に設けられていないということであります。

それから、今後の取り組みにつきましては、墓園利用者全体の利便性を考えた場合、従来からある駐車場にも必要であるということでございますので、今後、設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

No.16 ○議長(伊藤 清議員)

近藤千鶴議員。

No.17 ○3番(近藤千鶴議員)

では次に、市内の公園は、近隣の方が多く利用するため駐車場が少ないということは承知しておりますが、ことし6月にフルオープンした勅使水辺公園は、他地域からの利用者の方も多いためと思いますので、現状をお願いします。

No.18 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.19 ○経済建設部長(横山孝三君)

勅使水辺公園の現状でございますが、41台のうち、障がい者用駐車場が1台ございます。

駐車場の課題につきましては、現状では特に苦情等は承っておりません。

以上でございます。

No.20 ○議長(伊藤 清議員)

近藤千鶴議員。

No.21 ○3番(近藤千鶴議員)

ありがとうございました。

今、現状をお聞きして、総合福祉会館などは、マークの表示はあるけど場所が難しいとか、勅使墓園のほうは、私も現場を見に行きましたが、新しくできたほうに3台、偏っておりまして、身障者の駐車場が、従来のほうにはマークもないんですね。

スロープはついているものですから、車椅子を利用の方には使いやすくなっておりませんが、ぜひとも、これは早急に検討のほうをよろしく願いしたいと思います。

そして、内部障がいのある方について新聞記事がありました。

3名のちょっと例なんですけど、大阪府に住む50代の男性の方は、肺気腫の一種の病気だそうで、激しく動くと息苦しくなるという、見た目には健常者と変わらない。バスの優先席に座っていると、冷たい視線を浴びせられることもある。

また、都内に住む50代の男性は、過去に心筋梗塞を患ったことがあって、現在は回復しているものの、長い距離を歩くのは不安。そして大型商業施設に行った場合、出入り口付近の車椅子マークの障がい者用駐車場のマークだけ設置して表示してあるところには、本当はとめたいんだけど、とめづらいという声があるそうです。

そして、熊本県に住む20代の女性は、生まれつき心臓の大動脈と肺動脈が入れかわった完全大血管転位症という病気を患っているそうなんですけど、現在は仕事に携わってみえますが、通勤のとき、日常的に電車バスを利用するとき、体力がないので、公共交通の機関を使用するときに優先席に座っていると、「お年寄りに席を譲ったらどう」というふうに声をかけられたりして、本当に内部障がいのことを多くの方がもう少しわかっていただけたらうれしいという声があるそうです。

そして、内部障がいへの社会的理解の拡大を先進的にしている自治体もあります。

これは福岡市なんですけど、ことしの9月から市内の内部障がい者を対象に、ハート・プラスマークを印字されたカードとバッチの無料配布を始めた。

カードやバッチをバックなど他人から見える場所につけることで、公共交通機関の優先席に座りやすくなるのが狙いだということで、このホームページを見て、私なりに皆さんがイメージしやすいようにちょっとつくったんですけど、こういうカードをつくってかばんに下げるといふものです。

大好評だったというのは、これはバッチですね。この大きさは、ちょっとサイズが書いてなかったの、あんまり小さいと見えないと思って、このぐらいでつくったんですけど、こういう缶バッチをつくってかばんに張って、常に通勤通学に使うかばんとかに張って、そういう方だったら電車に乗っていても、また駐車場でも、表示のないところでも、このマークをつけている方だったら、ああ、そういう方なんだということが遠くからでも見えて、そういう方だったら使ってみてもいいんだということが、周りの人がわざわざ聞かなくても認識を

きると思って、とてもこの福岡市の取り組みはいいと思いました。

先ほど、総合福祉会館はスペースの問題で、車椅子用のアプローチがあるので看板の設置が難しいとかありましたが、そういうところでは、こういう表示をつけた方が利用すれば、皆さんに、ほかの方にも、周りの方にもわかってもらえるので、これは一度考えていただけないかなと。

私の知っている方でも、40代の方で、見た目には本当にわからないんですけど、心臓の疾患があって障害者手帳もお持ちだという方ですけど、見た感じは本当に元気そうで、車に障害者マークをつけていても、大型商業施設では、豊明市ではないと思うんですけど、大きいところでは、その障がい者のマークの駐車場にだけ警備の方をつけてみえるところもあるんですよ。

そのマークをつけてない方がとめられれば、すぐに「ここはそういう専用のところですので、ほかの駐車場をお使いください」といって、もうすぐ係の人が飛んで見えて、声をかけるんですね。

車にマークがついていれば声はかけないんですけど、でも、明らかにどこか足が不自由だとか、つえをついているとか、車椅子とか、妊婦さんとか、そういうふうでなければ、マークはついているから声はかけられないけど、あの人何だろうというような、ちょっと嫌な視線を感じるとその方は言うておりました。

そういう方にも、こういうものをつけていれば、ああ、内部障がいがある方なんだなということに理解をしていただけたらと思うので、こういう先進的な取り組みがありますが、本市では取り入れるというお考えはどうでしょうか。

No.22 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.23 ○市民生活部長(石川順一君)

障がい者用駐車場の利用について、一般の方が使ってしまったというケースもございます。

そういったことも非常に困るものですから、それをどうしたらいいかというようなことは、対策がありまして、愛知県のほうでもいろいろと考えておるようなんですけども、今のところまだ、そういったマークをつくってとまではいいいっていませんけども、こういった身障者用の駐車場を利用していただけるような啓発活動なんかも、愛知県のほうでもやっておるということは聞いております。

それから、内部障がいの方についてのマークというか、これなんですけども、この本庁舎に看板を設置したときに、やはり社会福祉課のほうにもそういったようなお話がございまして、そのときに、やはりこういったマークをラミネート加工してお渡しできるように準備はさ

せていただいて、広報等にも掲載させていただいて、みえた方にはお配りするような形で、今も社会福祉課でやっておると思うんですけども、やらせていただいております。終わります。

No.24 ○議長(伊藤 清議員)

近藤千鶴議員。

No.25 ○3番(近藤千鶴議員)

それでは、またそういう周知も、時期を見て広報での周知をしていただきたいと思います。

もう一つ、愛知県の北名古屋市では、住民の体力づくりの拠点施設の健康ドームというところがあるそうです。

ここの出入り口付近に、内部障がい者用の駐車スペースが設けられているそうです。

隣は車椅子用の身体障がい者用の駐車場、その隣には内部障がいのある方だけのハート・プラスマーク、これをカラーで駐車場に舗装をしてマークを見せやすくして、そういう限定をして駐車スペースもつくっているという先進的な地域もあります。

また、このハート・プラスの会の方によりますと、「車椅子利用者の駐車スペースと分けて整備してもらえるということは本当にありがたい」という声が来ているそうです。

駐車場に関しては、使う方のマナーもありますけども、市のほうのまず市民の皆さんのことを思っの推進もお願いしたいと思います。

そして、もう一つお聞きしたいことがあります。

本庁舎は、先ほどからも言っていますけど、ハート・プラスマークの駐車場も設置していただいておりますけども、利用者のことを考えると、障がい者専用の駐車場のところにカーポートというか、屋根がついていると、雨の日なんかはとても喜んでいただけると思うんですけど、そのような計画はお持ちではないでしょうか、お聞かせください。

No.26 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.27 ○市民生活部長(石川順一君)

車椅子で訪れた方が、雨天時などで乗降に際して屋根があれば本当に便利だろうということは思っております。

ただ、屋根をつけるスペースが必要となりまして、駐車台数の調整が必要になってくるのかなということも考えております。

現在、耐震工事で駐車場の一部が変更になることもございますので、今すぐではちょっと難しいんですけども、工事完了した時点で、駐車スペース等を見ながら、また検討させていただきたいと思っております。

終わります。

No.28 ○議長(伊藤 清議員)

近藤千鶴議員。

No.29 ○3番(近藤千鶴議員)

本庁舎は、市の中でも一番市民の方が利用される駐車場だと思いますので、ぜひ、今すぐは耐震の工事でできないことはわかりますけども、ぜひとも要望いたしますので、検討をよろしくお願いいたします。

次に、2項目目の再質問をさせていただきます。

先ほど答弁いただいたように、学校では本当に児童生徒のことを思い、楽しく学び、生き生きと活動できる場にするために、さまざま取り組みをしてくださっていることはわかりました。

今、児童生徒たちの現状を知るために、先ほどの答弁にもありましたように、教師の皆さんが今の時代に、子どもたちに寄り添っていくためには、教師の方の通信機器とかITとかそういうことの、子どもに追いついていけるかということの研修というか、そういうものがすごく課題ではないかなと言われました。

先ほど部長も、いじめを防ぐ上で、教師の力量が大切だというお声がありましたけど、そういうLINEとかの教師の研修を今後検討していきたいというお声でしたが、研修会の状況はどうか、ちょっとお聞かせください。

No.30 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.31 ○教育部長(津田 潔君)

先ほどお答えいたしましたように、最近、情報機器、LINEに依存している、LINEに参加しないといじめられる、そのような状況が顕著に、頻繁に見られるようになってきております。

教職員も今、議員がおっしゃるように、新しい携帯電話の使い方、LINEとかそういう情報を的確に把握して、どのような形で児童生徒に対応していかなければならないか、この辺のところは、通信機器メーカーとか、愛知県の防犯関係の方の講習を受けて、その辺、指

導していきたい、そういうふうを考えております。

以上です。

No.32 ○議長(伊藤 清議員)

近藤千鶴議員。

No.33 ○3番(近藤千鶴議員)

11月28日に、日経トレンディのネットのニュースの中にこういうものがありました。

「2013年11月25日、LINEの登録ユーザーの数が3億人を突破しました。2011年6月23日のサービス開始以降、わずか2年5カ月で成し遂げた数字です。」と、当局の皆様もこういうニュースを見たと思いますけど、すごい数だと思います。

そして、ご存じでもう利用されている方もあると思うんですけども、LINEでは、自分が送ったメッセージというのは、それを見たときの記録というものが、「何時何分にこのメールを見ましたよ」というのが相手に表示もされるんですね。

この記録というのは、相手に自分の連絡したことが伝わったということで、すごく便利な一面もあるんですけども、これが子どもたちにとっては、とても悩みの種になっているのではないかという記事でした。

この記録という機能があることが、特に若いユーザーの間で、人間関係に大きく影響するケースが出ている。

子どもたちは、メッセージの記録がついたのに返事が来ない、いつまでたってもメッセージに記録がつかないということをしつと気にして、しょっちゅう、送った後、携帯ばかり確認のために見てしまう。

そしてまた、そういう記録がつかない、返信がないということで、またどういことを悩むかという、自分がないがしろにされているのではないかとか、相手に距離を置かれているのではないだろうか、送ったメッセージに問題があったのだろうか、失礼なことをしてしまったのではないかと、相手は調子に乗っているのではないかと、また相手に何かあつのではないかと心配、こういうことを、ひとりでその記録がつかないということに対して悩んで、相手との関係をすごく疑ってしまうというか、何かこう、どうしてなんだろうということ、自分が何か悪いことをしたんじゃないかということで、すごく悩んでしまうということもあるそうです。

これを見て、気にしない子もいると思うんですけど、たかが記録ぐらいで動じることはないのにと考えている方もいるでしょうということもここに書かれています。

しかし、若年層などネットやスマホが当たり前前に生活と密着している世代にとって、自分のアイデンティティーを揺るがすほど大きな問題なのです。

学校から友だちと一緒に帰り、別れた直後からLINEで話すというのが当たり前なユーザーは、決して少なくありません。

私は、情報やコミュニケーションを伝達する手段が変わっただけで、どの世代もその時代

にはやった何らかのコミュニケーション手段を使っているに過ぎないということなんですね。

私も、家族内だけのグループでLINEというものをやっておりますが、この記事では、家族内でのLINEのグループ機能をぜひ使ってみてくださいと言われております。これによって、LINEの使い方に悩む若い世代の気持ちを理解してあげやすくなると思いますとしております。

このLINEというものは、今はコミュニケーションのツールでありますけども、1世代前は、ポケベルとかいろいろありました。

この数年後にはどんなものかわかりませんが、こういう変化に応じて教師の方たちも、子どもたちの心を知るために、大人がすぐ子どもの今の情報機器の進化に追いついていけるように、敏感に教師の方は捉えていっていただきたいと思います。

先ほど研修会の話がありましたけども、今後、検討されていくということなので、ぜひとも教師の皆さんが、自分自身がまず、聞くだけではなく自分でも小さい単位でというか、やってみてとか、そうすると本当に子どもたちの悩みも、ああこういうことって結構気になるんだとか、送る言葉もやっぱり選んでしなきゃいけないんだとか、そういうことがわかると思います。

子どもたちは、自分のいる家庭、また学校、部活のその世界がもう全てだと小中学生は思うと思うんですね。

その中で少しつまずいてしまったら、もう自分はどうしたらいいんだろうってすごく深く悩んでしまって、大きな問題に、それが発端でいじめにつながったり、不登校になってしまったり、大きく問題が深刻化していくのではないかと思いますので、ぜひとも教師の皆さんも、教師の皆さんだけではないんですけど、一番やっぱり接している、この子には何か悩みがあるんだろうということに寄り添うためにも、まず今、子どもたちが一番どんなことをしていて、子どもたちの気持ちがわかるような研修会というものがすごく大事なことだと思います。

そして、それを教師の皆さん全員が共通認識と捉えるということもすごく大事なことだと思いますので、先ほど答弁いただきましたが、研修会の推進は早急に取り組んでいただけるか、もう一度伺いいたします。

No.34 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.35 ○教育部長(津田 潔君)

先ほどご答弁いたしましたように、ネット、携帯電話とかLINEですね、スマホによるLINE、盛んに児童生徒、行っているという状況になっております。

教員のほうも、そういうLINEについての正しい知識と理解を得るために、本年度、情報機器に関する研修を検討しておるところでございます。

以上です。

No.36 ○議長(伊藤 清議員)

近藤千鶴議員。

No.37 ○3番(近藤千鶴議員)

それでは、実施のほうをよろしく願いいたします。

次に、愛知県の教育委員会のホームページの中に、小学校における問題行動早期対応の手引きというものがあります。

この中でも、県の教育委員会の取り組みとして、平成 23 年度生徒指導サポート協議会を組織し、いじめ等問題行動を未然防止の意識を確認していこうというものが載っております。

学級担任がひとりで問題を抱え込みがちな小学校においては、どのように校内の教職員や外部の関係機関との連携を図り、問題行動の未然防止や早期解決に向け取り組みばよいのか、研究推進校、実践校での取り組みについて検証をしてきたということで、そしてまずは未然防止の意識を持っていこうということで、手引きをつくられたという経緯があると思います。

先ほども、未然防止が大事だと教育部長、言われましたけども、豊明市の教育委員会において、何かこの未然防止について特化した取り組みをお考えかお聞かせください。

No.38 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.39 ○教育部長(津田 潔君)

やはり、いじめ問題行動等を未然に防止する予防的活動、1つ例をお答えいたしますと、平成 25 年、今年度から小学校3年生以上、中学校は全学年であります。Q-Uアンケート、こちらを年2回、6月と年が明けて大体1月～2月ぐらいに実施しております。

この児童生徒の学校生活におけるアンケート、居場所づくりとかいじめられていないとか、そういうものをアンケート結果にして、ビジュアルといいますか、座標で見えるような形にしております。

このアンケートの結果によりまして、ふだん、教員が観察しているような、そのとおりの結果も出る児童生徒もおりますが、中には、教員がふだん感じているのと違う結果が出る。

本人が一生懸命悩んでいるんだけど、表面に出さずに頑張っているという、そういうような内面的なアンケート結果も出てきております。

これらのQ-Uアンケート、いじめ問題行動の予防的な1つの手段として、教育委員会は進めていきたい、そういうふうを考えております。

以上です。

No.40 ○議長(伊藤 清議員)

近藤千鶴議員。

No.41 ○3番(近藤千鶴議員)

次に、スクールカウンセラーさんのことについて、ちょっとお聞きしたいんですけど、スクールカウンセラーは、愛知県生徒指導推進協議会がつくってみえるスクールカウンセラー活用リーフというものをホームページから取り出してみたんですけど、ここでも、第1段階、未然防止、「全ての児童生徒に問題が起きる前に、起きにくい環境づくり、資質を育てる」ということがうたってあります。

そうなんですけど、このスクールカウンセラーさんが相談活動だけの仕事になっていないでしょうかということが、問題ではないかと思いました。

このリーフの中に、スクールカウンセラーさんからのQ&Aということが載っておりまして、「スクールカウンセラーに未然防止の取り組みをしていただくような時間がありません。どうしたらよいのでしょうか」ということで、スクールカウンセラー来校日の全ての時間が相談の予約で埋まっているという現状があるそうなんです。

本市においても、中学校は3校で、小学校は9校中、栄小と三崎小のお二人という現状だと思んですけど、一番大きい中央小にはカウンセラーさんが見えません。また、9校中お二人という数も少ないと思んですけど、この点、教育部長、どうお考えでしょうか。

No.42 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.43 ○教育部長(津田 潔君)

スクールカウンセラーはいじめ等の問題行動の相談の窓口になっております。

今、おっしゃいましたように、小学校は9校で2名、三崎と栄、これは拠点校でありまして、それぞれ各学校、中央小学校でも、そのようなスクールカウンセラーと相談アドバイスを受けたときには、日程調整をして中央小学校に出向いているというような形でありませぬ。

しかしながら、やはりスクールカウンセラー、県から派遣されているスクールカウンセラーですが、相談案件というのは非常に多く、スクールカウンセラーが活躍しているというような認識をしているところで、なかなか相談時間がとれないというような話も聞いております。

そういうことを解消するために、各学校では、いじめ・不登校対策委員会というのが設けられておまして、その中でも、各教師の担当者もおります。スクールカウンセラーと連絡を密にして、相談もありますし、それから相談以外にもアドバイス、そういう委員会にも出ていただいて、スクールカウンセラーが委員会に出ていただいている学校もありますので、限られた勤務時間になっておるんですけど、いろいろ有効的に配置しているというのが現状で、そういうふうに認識しております。

以上です。

No.44 ○議長(伊藤 清議員)

近藤千鶴議員。

No.45 ○3番(近藤千鶴議員)

スクールカウンセラーさんは県から来ていただいているということですが、県のほうに要望とかそういうものは出されては、人数をもうちょっとふやしてほしいとか、要望は出してみえないんでしょうか、ちょっとお伺いします。

No.46 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.47 ○教育部長(津田 潔君)

スクールカウンセラーの増員配置については、市として機会あるごとに要望しております。

愛知県も、財政上の理由があるんですが、スクールカウンセラーの職域を越えたスクールソーシャルワーカーというのもあるんですが、県としては、スクールカウンセラーを全校に配置したい、そういう方針で愛知県も考えております。それによりまして、市のほうもできる限りそういうような増員配置ができるように、機会あるごとに要望している状況にあります。

以上です。

No.48 ○議長(伊藤 清議員)

近藤千鶴議員。

No.49 ○3番(近藤千鶴議員)

それでは、要望をし続けて、1人でも多くスクールカウンセラーさんが入って、子どもたちのために、また保護者の皆様のためにもなるように、よろしく願いたいと思います。

そして、先ほどからも問題行動の未然防止の意識を持っていくということが大事だということを訴えておりますが、あるボランティアの電話相談で、チャイルドラインというものがあります。

これは、18歳までの子どもが全国どこからでもかけられる電話で、この発祥というのが、1970年、北ヨーロッパで、イギリスでは、その番号を知らない子どもはいない、お説教抜き、押しつけ抜き、子どもたちの声にただただ耳を傾けますというものです。

日本では、1998年から始まっております。

「子どもは、本気で自分の話を聞いてもらえた、受けとめてもらえたと感じることができれば、自分自身でその課題と向き合い、乗り越えていく力を持っています。そう信じ、子どもの言葉の奥にある心を受けとめることに全力を傾ける電話でつながる心の居場所、それがチャイルドラインです。」という、こういう趣旨を持って活動をされているところです。

ちょっと紹介しますと、かけ手の年齢、性別、これは会話が成立したものというもので、男子小学生は9.9%、女子小学生30.8%、男子中学生16.6%、女子中学生20.8%、男子高校生47.7%、女子高校生43.2%、男子不明25.6%、女子不明14.1%、未就学児、性別不明が56.1%というかけ手です。

これを見て、さまざまな小学生、男女、また高校生まで、本当に多くの年代が利用されていると感じました。

子どもの声ということで少し載っていたんですけど、この内容は、実際にかかってきた内容をもとに再構成をされたということで、全部実話では、1人の悩みではないということだと認識しておりますが、本当にすごくささいなことでも電話をしているなということを感じたので、1~2例ちょっと紹介をしたいと思います。

「お母さんが病気でずっと寝ているの。朝も起きないよ。朝御飯は大抵食べないで学校に行くの。学校が終わったら、友だちの家で遊んでいるんだけど、友だちの家はうらやましいなあ」って、小学生の男の子です。

また、小学生の女の子から、「パパとママがいなくて今夜もひとり、寂しいな。どうして家はこうなんだろう。パパは仕事で出張だし、ママも仕事で夜中になるの。何で私はひとりっ子なのかなあ」っていう声です。

次に、中学生の女の子です。「仲よかった友だちが、このごろ私を避けているみたいで悩んでいるんですけど。みんなで話していて、私が行くと黙ってしまうし、この間、ほかのグループの子が私の陰口を言っているよって教えてくれたんですけど、私は何を言っているのか

わからなくて心配で、私は何も悪いことしてないんで、何でなんだろうなあ」っていう声です。

中学生の男子の子、「中学に入ってバスケット部に入ったんだけど、先輩が怖い。ちょっとでもおくれるとすごく厳しくて、バスケ好きなんだけど、やっていけるかなあ」って。

こういう声を読んで、すごくささいなことなんですけど、でも、やっぱりこういうことだと、なかなか学校のスクールカウンセラーさんにまで相談には行きにくいのかなあっていう思いはしました。

でも、今、言いたいことを、こうやって自分の思いを聞いてもらえる場所があるということは、とても子どもたちにとって大きく、問題行動につながることを防ぐための未然防止につながるのではないかと思います。

これは本当に1つの例のボランティアの取り組みですが、教育委員会としても、問題行動の未然防止について取り組みをいろいろお考えだと思いますが、先ほど答弁いただいた以外に、何かこう具体的に、こういうことに取り組んでいきたいとか、そういうものはありますでしょうか。

No.50 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.51 ○教育部長(津田 潔君)

今、チャイルドラインというようなお話、NPOのですね、お話をいただきました。

やはり未然にいじめ問題行動を防ぐために、相談の機会、スクールカウンセラーも県に要望していくわけですが、児童生徒が相談できるような機会、今、スクールカレンダーというのを毎年つくっております。中学生の生徒手帳に入るような大きさの中に、学校の就業日、休業日等の裏面にいじめ等を相談できるような各相談先電話番号が書いてございます。そういうものを毎年児童生徒に配って、悩んだときに早目に相談してもらおうというようなことも行っております。

以上です。

No.52 ○議長(伊藤 清議員)

近藤千鶴議員。

No.53 ○3番(近藤千鶴議員)

そのスクールカレンダーには、心の電話とか表示をして、子どもたち、または保護者の方に周知してみえるのも知っておりますけど、ちょっと見にくいと思うんですが、チャイルドラ

インというのも、こういう名刺型のカードのようなものも発行しておりますので、「もし、よければこういうものがあるんですよ」と周知することはとても大事だと思いますので、教育委員会でも検討はしていただきたいと思います。

最後に、教育長にもちょっとお伺いしたいんですけど、未然に防ぐという、問題行動が起きる前に未然に防ぐということで、教育長のお考えをお願いします。

No.54 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

市野教育長。

No.55 ○教育長(市野光信君)

いじめの未然防止ということなんですけども、やっぱり信頼できる大人がいるかということが大事だと思います。

例えば、家庭では親の方、それからおじいちゃん、おばあちゃん、それから地域では世代を超えた大人、それから学校で大人といえば教員ですから、そういった人たちがいるかどうかというのが、一番大きなポイントになってくるというふうに考えております。

したがって、学校に取り出して申し上げますと、教員一丸となってそういった生徒から信頼される、「おい、何やとるんだ」という視点じゃなくて、「どうしたの」という、先ほど議員がLINE関係の話で、先生たちもちょっとLINEをわかった上で聞くのがいいんじゃないかというご提案がありましたけども、そういうのも含めまして、そういった相手の目線に立って考えられるというか、それが信頼を醸成する1つの手段であると思いますので、そういった大人がいるかという、また、そういうふうに子どもたちが思えるかというのが、1つ大きな考えになると思いますし、そのような学校を豊明も目指していかないと、議員も最初におっしゃられたように、いつまでたっても対処療法的な措置、これはもう予算的にも、それからマンパワー的にも疲弊していくばかりですので、そうじゃない、そういうような空気といいますか、そういったものを醸成していきたいというふうに思っております。

以上です。

No.56 ○議長(伊藤 清議員)

残り時間約2分です。

近藤千鶴議員。

No.57 ○3番(近藤千鶴議員)

今、教育長も言われたように、現在、いじめや不登校など起こってしまっただけからの対応も、本当に先生たち一丸となってその問題を当事者、児童生徒の子どもにとって一番よい結果になるよう対応してくださっていることは、とても大事で、大切なことだと思っております。

す。

それと同じように、先ほどからも話をしているように、未然に防いでいくことはとても重要ではないでしょうか。

将来のある児童生徒のために、学校でできること、また地域でできること、行政でできること、それぞれ連携を持ちながら取り組んでいくことが、豊明市にとっても、将来の子どもたちを育むという上でとても大事なことにつながると思いますので、ぜひともこれから、問題行動を未然に防いでいく取り組みを強く前向きに取り組んでいただきたいことを要望して、私の一般質問を終了します。

No.58 ○議長(伊藤 清議員)

石川市民生活部長。

No.59 ○市民生活部長(石川順一君)

先ほどの私の答弁の中で、社会福祉課のほうでハート・プラスマークのほうをお渡ししておるようなことを申し上げましたけども、現在はお渡ししてないということでしたので、申しわけございませんでした。

No.60 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、3番 近藤千鶴議員の一般質問を終わります。

ここで 10 分間休憩といたします。

午前10時59分休憩

午前11時9分再開

No.61 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

19番 前山美恵子議員、登壇にてお願いします。

No.62 ○19番(前山美恵子議員)

では、議長より発言の機会をいただきましたので、4点にわたり質問をさせていただきます。

その前に、11月20日に我が党は予算要求書を約250項目提出をさせていただきました。より多く反映していただきますよう、ここにお願いをいたします。

その中で、きょうは4項目の質問を用意いたしましたので、よろしく願いいたします。

まず最初に、平和行政の推進を求めて質問をいたします。

本市の平和行政については、1985年12月20日に豊明市議会で平和都市宣言決議を行っております。ここの中には、「私たち豊明市民は、広島、長崎の惨禍を再び繰り返すことのないよう、生命の尊厳を深く認識し、平和な文化都市として、緑と太陽に満ちあふれた郷土を築き、文化を高め、自治の精神を育て、世界恒久平和の実現に努力することを決意し、ここに平和都市を宣言する。」としております。

当時は、非核自治体宣言をする自治体が、全国で広まった時期でもありました。本市も、宣言をしたこともあって、図書館にも平和に関する映画のフィルムなど貸し出しができるようになっており、私たちもよく利用して映画会を行ったのを覚えております。

しかしその後、平和に関する行事はだんだん少なくなっていました。

ところで、この間、毎年広島や長崎で被爆された方々が本市を訪問し、再び被爆者をつくらぬ決意を求める要請活動である被爆者行脚というのが行われてきました。

この団体からの働きかけもあって、平和へのパネル「原爆と人間展」も、これを購入し、毎年市役所の2階に展示されるようになりました。

そして一昨年、平和市長会議にも加盟をし、昨年は、国際署名「核兵器全面禁止アピール」への賛同署名がされました。

さて、ことしの被爆者行脚では、各自治体の平和行政の取り組みが懇談の中心となりましたが、本市は、他の自治体と比較をしても、平和への取り組みの弱さが明らかになりました。

平和に対して平和行政を推進していくことは大切であり、特に若い方々に平和について深く考えていただきたいと、その方法について質問を用意いたしました。

まず1点目として、平和市長会議に加盟しただけでは、その意味を示せません。市民にアピールしていくことが必要ではないかと思えます。

図書館に戦争、平和に関する書籍を展示する平和コーナーを常設しているところもありますが、本市でも検討をされてはいかがでしょうか。

また、旺盛に平和事業を行っていただきたいと思いますが、見解をお聞かせください。

2点目に、次世代の小中学生に、平和について考える機会、これをつくる上でも、何らかの取り組みが必要と考えます。

幾つかの自治体でも、中学生を対象に、広島など原爆慰霊式や平和記念式典などへの派遣事業も行っております。これらを積極的に進めることはいかがでしょうか、ご答弁ください。

2点目の質問に入ります。

若年者の2型糖尿病患者の予防対策を求めて質問をいたします。

全日本民主医療機関連合会は、この5月に40歳以下の2型糖尿病患者の実態について調査班が調査したその中間報告が今、出されました。

そこには、「貧困から若者が肥満になり、糖尿病を発症している。重度の合併症が多く、重大な社会問題だ」と訴えられました。

従来、生活習慣病が要因の2型糖尿病は、多くが40歳以降に発症するとされてきましたが、診療の現場では、若くして肥満で重症の合併症を伴っている例が目立つことから、この調査を始めたそうですが、4人に3人が著明な肥満を伴い、網膜症、腎症の合併症が高率で進行している等、従来と異なり病状に大きな変化が起きていて、危惧される状況だと警鐘を鳴らしています。

調査結果から、20歳でBMIが平均27から28は肥満状態で、その後、さらに体重が増加し、糖尿病を発症するというパターンがわかり、BMIが最大時に30以上の高肥満になった人は、男女とも74%に達したそうです。

合併症の網膜症がある人は23%、将来、血液透析に移行する危険性の高い腎症が16%、腎不全も15人いたそうです。

その患者の社会的な背景については、まず低学歴で非正規労働者、無職が多く影響している可能性がある、これも指摘しています。

調査団は、予防、そして早期発見、治療継続に関して、ヘルスリテラシー、これは健康情報を上手に利用できるという能力であります、このヘルスリテラシーによって、肥満や糖尿病をコントロールできる可能性を今指摘をしています。

健康格差の解消に向けて、今までとやはり違う取り組みが、このことから必要だと指摘をしております。そこで、若いときからの食教育の大切さを私も感じた次第であります。

そこで、質問をいたします。

まず第1点目に、2型糖尿病の予防対策の観点から見ると、小さいときからの食教育の大切さを痛切に感じる次第であります。

しかし子どもたちは、家庭環境や消費生活の影響を受け、安易な食事を選びがちな時期でもあります。

そこで、子どもたちが食について認識を高め、人間として豊かに育っていく可能性を引き出す食教育が重要であります。

今、食教育を担っている栄養教諭、これは本市には1人しかいません。まずは子どもたちにも豊かな食育を保障する栄養教諭が全校に配置されるのがベストだと思いますが、その見解をお聞かせください。

2点目に、若年性の2型糖尿病の深刻な状況が明らかになっているわけですが、食生活とともに早期発見、継続的な治療が必要となります。

ヘルスリテラシーによってコントロールできる可能性もあることなので、まずは早期発見できる体制が必要かと考えます。

本市の特定健診の対象は35歳以上となっており、若年者の患者が見落とされることになるのではと心配をされます。

調査結果からも明らかになったように、その背景に貧困問題があるということを考えると、中学卒業後の若者からの受診体制を整えるべきではないでしょうか、ご答弁ください。

3点目の質問に入ります。

桜ヶ丘沓掛線道路工事のトンネル工法について質問をいたします。

桜ヶ丘沓掛線の道路計画がいよいよ本格的に着工されようとして、地元説明会が7回行われてきました。

この桜ヶ丘沓掛線は、大根地域の方から早く着工をと望まれたところだけに、よりよいものになることが望ましく、説明会で納得がいくまで話し合われたことについては、私も理解をしたいと思います。

ところで、ことしの1月の全協では、市長から、桜ヶ丘沓掛線は市民からの要求によりトンネル工法になった旨の報告があったところです。

どのようないきさつでトンネル工法になったのか、情報公開をしましたが、見えてきません。

一般的に言うと、掘割式よりトンネル工法のほうが高額になるのは、誰もが考えるところでもあります。

そこで、決定されたまでの詳細について質問を用意いたしました。

まず1点目、計画道路の延長はどれだけで、トンネルの延長はどれだけでしょうか。

2点目、掘割式とトンネル工法とでは、工事費はどれだけ違ってきますか。

また、国の補助率についてはどうでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

4つ目の質問に入ります。

生活保護は受給者の生存権を守る立場を求めて質問をします。

安倍内閣が国会に提出した生活保護改悪2法案が、参議院で審議され、賛成多数で可決となって衆議院に送られました。

この法案の内容が深刻な問題をはらんでおり、受給者の生存権が脅かされるのではないかと心配されるところです。

生活できなくなったときに、頼りとするのが生活保護制度であり、誰もがその立場になる可能性があります。

今回の法の成立によって、本市が受給者の締め出しを図ることなく、生存権を守る立場であっていただきたいと、2点にわたり質問をいたします。

1点目に、生活保護改悪案では、生活保護を申請する場合、現在は、口頭申請で受け付けをされますが、改悪をされると、かわって申請書を提出しなければならないとして、収入や資産や就労、求職活動、親族の扶養などを記入するよう明示されました。必要な書類も添付しなければなりません。

申請書を渡さないとか、書類提出を求めて申請窓口から追い出す違法な水際作戦も、合法化をしております。

また、この法案では、親族による扶養義務を強化しております。

現在では、親族の扶養は生活保護の要件とはなっておりませんが、今の改悪案では、親族の収入や資産、勤め先までの報告を求めることができるなどと定められております。

こうなれば、救いが必要な人が、親族に知られたくない、扶養を頼めないと、保護申請を断念することにつながります。

本当に必要な人が希望を失うようであってはなりません。改悪をされても保護から締め出されないような対策を求めるものです。

2点目に、生活保護法と同時に審議されている生活困窮者支援法案ですが、生活保護に至る前の段階の自立支援を強化するとして、中間就労を推進する内容であります。

生活保護を受けるべき人でも自立支援事業に回され、生活保護が受給できないような役割を果たす内容になっています。

ここでも、保護が必要な人には受給できるような対策を立てていく必要があると思いますが、見解をお聞かせください。

以上で壇上での質問を終わります。

No.63 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.64 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

行政経営部より、議員質問のうちから、平和行政の推進を求めている①市民にアピールしていく必要があると思いますが、その見解を求めるについてご答弁をいたします。

議員のご質問の中にもございましたように、本市は、1985年、昭和60年に平和都市宣言を行い、また2010年、平成23年に平和市長会議に加盟をいたしておるところでございます。

また、同年には、国際署名「核兵器全面禁止のアピール」に賛同署名をし、平和行政の推進に微力ながら貢献をしております。

議員ご指摘のとおり、被爆者団体の皆様の訪問の折にお話を伺ったり、資料を拝見させていただいたところ、他市と比較して本市の取り組みが希薄である、弱いということを感じました。

現在、終戦記念日を前に、毎年実施しております原爆のパネル展示に加えて、周年で開催しております戦没者追悼式もございますが、それに加えて、他市の取り組みを参考にし、広報とよあけへの啓蒙記事の掲載ですとか、平和都市コーナーの設置ですとか、できることから取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

No.65 ○議長(伊藤 清議員)

津田教育部長。

No.66 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部にご質問をいただきました所管について、順次お答えしてまいりたいと思います。

まず、平和行政の推進を求めている②小中学生に平和について考える機会を積極的に進めることはどうかについてお答えいたします。

現在、小中学生が学んでいる平和について考える学習には、小学校6年生と中学校2年生、3年生の社会科の学習があります。

被爆国という歴史的な事実、平和主義を原則とする憲法の学習を通じて、平和を考えることにしております。

加えまして、総合的な学習の時間で取り上げることが多い国際理解教育、持続可能な社会づくりの学習、栽培活動を通じた環境学習も、平和に通ずるものと考えております。

道徳教育の時間の中で考える世界平和、動植物や自然愛護、郷土愛、保健センターの協力を命の教育も、同じ意義を持つものと考えております。

また、12月の人権週間に取り組む標語、ポスター、習字などの作品募集も、平和を考えるきっかけになります。

これまで行ってきましたこれらの学習内容が、真に意義あるものになるような地道な学習を続けていきたい、そのように考えております。

ご指摘いただきました広島での原爆慰霊式や平和記念式典への中学生の派遣については、他市町の状況を調査するところから始めていきたい、そのように考えております。

次に、2点目の若年層の2型糖尿病患者の予防対策を求めている①栄養教諭の全校配置が望ましいが、その見解をというお尋ねでございます。

全ての学校で食に関する指導の全体計画を作成し、児童生徒の発達段階に応じて、学級活動や家庭科、保健体育、総合的な学習の時間などを通じて、望ましい食生活習慣づくりに努めております。

中でも、栄養教諭や学校栄養職員、養護教諭による専門的な指導は重要だと考えております。

養護教諭は、健康診断や生活習慣調査を通じて見つかる課題について、身体測定や健康診断時に講話をしたり、保護者向けの通知文を発行したりしております。

また、給食センターと学校が日程調整をして、1名の栄養教諭、それと特別非常勤講師として3名の学校栄養職員が、給食の時間に全ての学校を巡回訪問して、全学級に対して、望ましい食生活について指導する体制をとっております。

現在、栄養教諭は、愛知県教育委員会から派遣されております。平成25年度は、県下で182名であり、おおよそ8校に1人程度の配置になっております。

食に関する指導の充実のために、栄養教諭の増員を今後要望していきたい、そのように考えております。

以上です。

No.67 ○議長(伊藤 清議員)

原田健康福祉部長。

No.68 ○健康福祉部長(原田一也君)

それでは、健康福祉部より、若年者の2型糖尿病患者の予防対策を求めてについてお答えをいたします。

本市では平成元年から老人保健法に基づく基本健診を開始し、それとあわせて、平成2年度から39歳以下健診を実施しております。

平成20年度からは、特定健診の導入に伴い、40歳以上を対象とした生活習慣病の中でも特にメタボリックシンドロームに着目した健診へと変わりました。

39歳以下健診は、もともと30歳未満の受診者が1割弱と少なく、健診結果では、異常のある人がほとんど見つからないという状況でございました。

このことから、費用対効果も考慮し、さらに特定健診に合わせてより生活習慣病の早期発見に重点を置くという狙いで、平成20年度からは、健診の対象者を35歳から39歳に改めました。

現在は、35歳から39歳健診として、特定健診と同じ内容の健診を実施しております。

平成24年度の受診者数は121名で、受診率は2.3%でございました。

受診率を向上させるため、今年度は、個人通知の対象者を広げ、PRした結果、受診者数が175名となり、受診率が3.4%に伸びました。

34歳以下の若年者には、先ほども申し述べましたが、費用対効果からも、健診による早期発見というより、議員が申されますように、食育等の啓発が重要と考えます。

今後、健康推進課としましては、食育等の推進と、35歳から39歳健診の受診率の向上に力を入れていきたいと考えております。

終わります。

No.69 ○議長(伊藤 清議員)

ほかに答弁はございませんか。

原田健康福祉部長。

No.70 ○健康福祉部長(原田一也君)

続きまして、生活保護受給者の生存権を守る立場を求めてについてお答えいたします。

生活保護法改正は、昭和25年の制度創設以来、抜本的な改革がなされていないため、制度疲労を起こしている現状から、今の社会情勢に対応した制度とするために、被保護者

の社会的自立の助長を促進し、生活保護の適正化を図ることが大きな目的となっております。

ポイントとしましては、1つには、生活保護者の就労、自立の促進として、就労自立給付金の創設を行うこと。

2つ目として、不正・不適正受給対策の強化であり、地方自治体の調査権限の強化、罰則の引き上げ等であります。

ほかには、医療扶助の適正化としまして、指定医療機関制度の見直しや、後発医薬品の使用促進などであります。

生活保護の申請は、生活保護受給者の適正化を図るために、生活保護法第24条で申請書の提出を義務づけるものであります。

また、申請書には、資産や収入状況、扶養義務者の扶養の状況等を記載する内容となっております。

議員ご質問の、口頭申請ができなくなったことで、申請を控える事態にならないかということでございますが、本市においては、ここ数年、口頭申請もなく、書類申請で受け付けており、保護申請の際には、申請者の相談に乗りながら適正な対応に努めております。

今後も、法に従い適正に対応していくことには変わりはありませんが、法施行前であり、事務手続の詳細が示された段階で、内部で十分協議をいたすつもりでございます。

2つ目のご質問ですが、生活困窮者支援制度につきましては、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に戻ることを防ぐことが必要であり、生活保護制度と一体実施が不可欠であるという考え方があります。

背景には、非正規労働者やニートといったワーキングプアと言われる低所得者層の増加が社会問題となっていることでもあります。

この制度も、国会で審議されておる段階でありますので、詳細なことは示されておりませんが、施行されれば、自立相談支援事業、住居確保給付金支給事業が福祉事務所の必須事務となり、また就労訓練事業、いわゆる中間就労は県の認可による事業となります。

市としましては、制度の趣旨に従い、適正な運用ができるよう、制度施行までに準備をしておりますが、生活保護受給資格のある方が受給できなくなるようなことのないよう、十分な相談、審査、自立支援によるメニューにより、適正給付と不正受給防止に努めてまいります。

議員がご心配されるような、受給者を締め出すようなことのないよう、現場として十分に配慮していくつもりでございます。

終わります。

No.71 ○議長(伊藤 清議員)

横山経済建設部長。

No.72 ○経済建設部長(横山孝三君)

経済建設部からは、桜ヶ丘沓掛線道路工事のトンネル工法についてお答えいたします。桜ヶ丘沓掛線の内山地区における道路事業の説明会は、平成12年3月に大脇コミュニティセンターで第1回目が開催されました。

当時の工事概要は、工事区間が名四国道から大脇館線の延長450メートルで、三ツ池付近を高架橋で橋長183メートル、内山児童遊園地付近がボックスカルバートのトンネル構造で102メートルと発表いたしました。

その後、地域の皆様と調整を行い、トンネルの延長を12メートル短縮し90メートルに、それから5メートルの側道を三ツ池交差点から大脇館線の交差点まで新設する一部変更をいたしました。

それから平成24年2月に、トンネル工法の代替案で掘割工法について説明会を開催いたしました。

この工法は、内山南町内会を分断し、地域の皆様に多大な影響を与えますが、工期短縮と事業費の削減が可能になります。また、桜ヶ丘沓掛線の車道から住居地域に乗り入れが可能となるメリットがございました。

この掘割工法の説明会は、市民を対象としたタウンミーティングを含め、先ほど議員も申されましたけども、7回の協議を重ねてまいりました。

その結果、掘割工法の理解が得られず、トンネル工法に平成25年1月に戻したものでございます。

今回、決定いたしましたトンネル工法の区間は、工事延長を30メートル短縮し、60メートルといたしました。

また、工事延長は、市道栄220号を起点とし、市道大脇館線の交差点までの260メートルとなります。

掘割工法は、事業費の軽減や工期短縮のメリットはありますが、トンネル工法は、従来の地形を極端に変更することがなく、上部を広場で活用できますし、内山南町内会を街路で分断することを防止する効果がございます。

トンネル工法は、市民の皆様と議論し、地域に在住される方々の日常生活の変化を最小限に抑えることができると判断し、決定したものでございます。

事業費の件でございますが、掘割工法は6億円で、トンネル工法は9億円の概算となります。

また、国の補助率につきましては、工事費の10分の5.5になります。

以上で終わります。

No.73 ○議長(伊藤 清議員)

一通り答弁は終わりました。
再質問があれば挙手を願います。
前山美恵子議員。

No.74 ○19番(前山美恵子議員)

では、1点目のほうの平和行政の推進を求めてから質問をさせていただきます。

お答えをいただきまして、まず①のほうの市民のアピールについてであります。提案として、多くの自治体がいろいろ平和行政を推進をしているんですけども、壇上で私は、まず1つは参考にしてはいかがというふうで、図書館の平和コーナーなんかについては積極的に取り組んでいただけるんでしょうか、この点についてお聞かせください。

No.75 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。
伏屋行政経営部長。

No.76 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

そういったことについては、予算も余りかからないということで、図書館のほうに働きかけて、できるだけ早くそういったことができるようにしていきたいというふうに考えております。
以上です。

No.77 ○議長(伊藤 清議員)

前山美恵子議員。

No.78 ○19番(前山美恵子議員)

今、あんまり予算はかからないというふうで、コーナーをつくれればいいということなんですけれども、いろんな図書館内に散らばっている図書を、平和に関するものだけ集めてきてそろえるだけでは、なかなかいかないものですから、蔵書も含めて予算はきちっと確保をしていただきたいと思います。

で、ちょっとなかなか地方自治体で平和行政についてという、こういう行政を推進するというのは、なかなか今までなじめないというか、平和の問題については国の問題だろうということで、国に任せていたそういう時代から、今、地方でこれだけ広がっているということは何かという、やはり平和のことは国に任せておいてはいけないと。

やっぱり、これは地方から動いていかないと平和はつかめないからということで、平和行政がこれだけ進んできたわけですけども、私も先ほど壇上で言いましたように、平和都市宣言をしてからしばらく豊明市も動いてなかったんですが、ほかのところを見てみると、

大変今、進んでいまして、驚きました。

これは皆さんにいろいろ参考にさせていただきたいということで、ちょっとお知らせをしていきたいと思いますが、まず、平和行政についての年間の予算は、もう1億円近い予算をつけているところから、ピンからキリまであるんですが、豊明市は0です。

それで、何も予算をつけてないのは、愛知県内で55のうち15~16団体しかありません。

あとは、何らかの予算をつけて平和行政を今、進めているところですけども、2~3ちょっと参考にお知らせをしたいと思いますんですが、一宮市では、懸垂幕の掲出、これはほかのところでもいっぱいやっているんですが、「非核都市宣言のまち」というふうで懸垂幕をやっているところはたくさんあります。

そういう懸垂幕とか、それから一宮市の平和祈念事業の追悼式、それから小中学生平和を考える作文の表彰とか朗読、それから原爆写真展とか。豊明市は原爆と人間展を、なかなか人目につかないところでちょっとやっているものですから、余り見ていただくということができないんですけれども、うちはそれぐらいしかないと思うんですけれども。

それから稲沢市では、年間620万の予算をつけておりますが、黙祷はどこでも無料でできますが、平和のパネル展、それから戦没者追悼式、それから被爆者の援護のために補助をしているということ。それから平和教育の推進、これは平和副読本を作成して子どもたちに活用させているということです。

それから、参考にさせていただきたいということで、岩倉市を私もお訪ねをしましたけれども、ここは、中学生の海外派遣事業を、ことしはモンゴルだと言っていますが、海外へ、これは希望者ということで、それから毎年、小中学生を広島とか長崎、これは記念式典とかに参加をさせております。

それからあとは、平和のパネル展とか、寺に協力をさせていただいて平和の鐘をついたり、それから平和図書コーナー、それから平和の祈念映画を年1回、市民向けに行っていますし、それから戦争の話を聞こうということで、被爆者の人とか戦争体験の人たちの話を聞くということをしております。

ここはやっぱりきわめつけは、子どもたちを現地に派遣して、じかに戦争のこと、平和のことを考えさせる機会をつくっているということです。

弥富市は、中学2年生全員を広島、長崎へ送っている。

全中学生を送っているところは、あと1点どこかにあったんですが、東海市がありまして、その東海市は、約1億近い予算を平和行政に費やしております。

そういうことをちょっと例として挙げさせていただいたんですけれども、やっぱり平和とか非核というと、ちょっと色眼鏡的な目で見るとあるんですけれども、そういうことにこだわっていたら、もう子どもたち、それから市民たちに平和な啓蒙活動、これがなかなかできないということで、平和市長会議に入られたことですので、これを機会に、やっぱり市民にアピールしていく懸垂幕とか、それから映画会とか、そういうものをちょっと取り組んでいただけたらということをお願いをしたいと思いますんですが、それで提案としては、そういういろんな

企画をしないとなかなか、岩倉とか豊川は平和行政推進事業ということで、ホームページに特別なコーナーを設けて市民にアピールをしています。

そういうことをアピールしようと思うと、いろいろ事業をやらないとなかなかできないんですけれども、ちょうど来年、再来年、第5次総合計画、これの策定にかかっていくわけですから、ここのところに1つ平和事業についてのコーナーというか、項目を設けて、取り組んでいけるようなふうにされてはいかがかなというふうに思いますが、この見解をお聞かせください。

No.79 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.80 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

総合計画への取り組みということでございますが、その前に、県内で私、調べましたところ、総合計画に入れているところが5市程度ございます。はっきりとした計画の上に、派遣をしたり、交流会をやったり、読み聞かせ等やって、平和について子どもや若者に知らせていっているということでございます。

大体、他都市の予算規模も見ますと、100万円から500万円ぐらい、先ほど前山議員がおっしゃられた東海市などは9,800万だとか、弥富市も中学生を派遣しているということで1,800万円ほど費用を要しております。

そういったことをそのまま受け入られるかどうかはわかりません。豊明の中での位置づけを総合計画の中でしてということだと思います。

そういったことを、きのうからもお答えをしておりますが、アンケートもとりながら、これから住民の皆さんの意見も聞いてつくっていく中で、世界平和というのは皆さんの願いであるということは十分承知しておりますので、そういった形にしていければというふうに考えております。

以上です。

No.81 ○議長(伊藤 清議員)

前山美恵子議員。

No.82 ○19番(前山美恵子議員)

では、平和行政について、総合計画については、市民にもそういうアンケートなんかでもちょっと提案して、積極的に入れていただければと思います。

過去の10年間というのは、こういう平和行政について考える、そういう下地が余りできて

なかったから、総合計画に入れようというその感覚が今までなかったんですけれども、やっぱりこれからの10年先を見越したら、こういうことは必要かなというふうに思いますので。

それから教育も、いろいろ授業では憲法とか平和について学ぶ機会が多いということは確かですが、やっぱり岩倉市がことし広島、長崎へ中学生、小学生を各学校で1人ずつ選んで送るということをやっているんですけれども、事前に勉強をし、そして現地へ行って平和記念式典、それからドームへ行って大変感激をするというか、感動をして帰って来て、そこで戦争はやっぱり怖いねということを実感してくるということで、授業では、そういう実感というか、実体験というか、そういう機会は全然ないものですから、こういう実体験を、感受性の感覚の豊かなときに、こういう企画ということが本当に必要かなというふうに思うんですけれども、そういう点で、もう一回ちょっと検討というか、もしあれでしたら、岩倉市のその生徒さんのそういう様子なんかを調べて研究をしていただくということにはできないでしょうか。

No.83 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.84 ○教育部長(津田 潔君)

今、ご提案がありましたように、児童生徒は、直接教科書で学ぶより、百聞は一見にしかず、見る、体験するというのは貴重な経験だと思います。

今、行政経営部よりお答えいたしましたように、市として平和行政をどのように推進するか、その中で検討されて、この中学生の派遣等についても、その中で一度検討といいますか、研究する、まずは他市町の状況を、どのような形で行っているか、その取り組みが実際、子どもたちにとって真の平和教育になるものかどうか、その辺のやはり調査の段階から、教育委員会としては始めていきたい、そのように考えております。

以上です。

No.85 ○議長(伊藤 清議員)

前山美恵子議員。

No.86 ○19番(前山美恵子議員)

総合計画の策定もあるものですから、調査研究もそう長くずるずるとしては困りますので、早急に調査研究に取り組んでいただけたらということをお願いしておきます。

若年性の糖尿病患者の予防対策について、まず栄養教諭の関係なんですけれども、この問題を私も取り組んだのは、ついこの前、少年2人とつぶさに話をする機会があったときに、いつも子どものころは甘いお菓子ばかり食べて、それが飽きると辛いものを食

べてということで、大変がりがりに痩せとつた。今、ちょっと施設に入ったときに、今は大分ちょっと太った。

施設で栄養管理をきちっとすることによって、正常な食生活に戻ったんですけれども、そういう機会をなくしてしまった子どもたちが、将来のこういう糖尿病患者の重症な傾向に出ているということは、これはその子の人生を本当に台なしにするものですから、小さいときからこの食育、食教育をきちっとしておかないといけないだろうということで、ちょっと取り組みましたが、家庭での食事でも大変大切ではありますが、それは啓蒙活動は市なり、それから保健センターなりを通じて啓蒙活動をしていただけたらと思うんですが、給食の現場でこの食育基本法というのが、これができて、食育の大切さというのが言われるようになったわけですけれども、本市の場合、ちょっと栄養教諭がお一人で、それから栄養職員さんがあと3人いらっしゃいますよね。それで栄養調理場とそれから中央調理場が栄養職員さんがお二人、栄養調理場が栄養教諭と栄養職員さん、いらっしゃるわけです。

栄養教諭さんのちょっとお話を聞いたんですが、栄小学校に張りついて食育、食教育について携わっていらっしゃるということで、6年間そこに入って、ただ給食を今、いろんな問題、給食の問題点、いろんな子どもたちは問題を抱えているものですから、食べられないとか、絶対に食べないとか、そういう子たちもいる中で、栄養教諭が働きかけを、個別に働きかけをして、随分その偏食が直ったという例をちょっと聞かせていただいたんですけれども、栄小学校に入っているものですから、いろいろ子どもたちの個人的な指導ができるということで、これが入ってないところとか、3校に1人の栄養教諭さんですと、個別のそういう指導はできなくて、画一的な指導しかできないと、本当に偏食の問題とか食育の問題はしっかりとできないという話をしていました。

栄小学校はいて、館小学校はどなたも入ってない。栄中学校に栄養職員さんがいるわけですけれども、やっぱり栄小学校の児童の給食の、偏食とかいろんな問題というのは、大変良好なので、やっぱり栄小と館小と随分違うということを、栄中の栄養職員さんが言っていました。

そういう意味では、栄養教諭の果たす役割って本当に大切なんですけれども、ほかに入ってない学校の、その子どもたちが本当に心配されるわけです。

平等にやっぱり教育ができるように、栄養教諭、でき得れば栄養教諭、できなければ栄養職員さん、栄養職員さんは教諭じゃないものですから、常に入って教師のかわりはちょっとできないということで、チームティーチングかなんかで食について授業ができるということは聞いていますので、本当はそういう意味では、まずは豊明市の基準からいくと、栄養教諭は2人は必要になってくるんですね。基準といえば2人配置されていなきゃいけないんですけれども、そのところが今、1人になってしまっているものですから、まず2人にする。

それから、その足りない部分については、栄養職員さんを、やっぱり子どものこれからの生活にかかってくるものですから、市費で栄養職員さんを雇用するべきではないかなというふうに思います。

犬山は、もう全校に栄養職員さんか栄養教諭さんを配置をしとるということで、子どもの食環境が大変良好になっているわけですが、そういう点では、すぐにはいかなくても、全校配置についての今後の展望をちょっと聞かせてください。

No.87 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.88 ○教育部長(津田 潔君)

今、ご提案いただきました栄養教諭につきましては、先ほどお話がありましたように、平成17年に食育基本法が制定されまして、その当時、栄養教諭の配置というのも同時にスタートしたわけです。

本市におきまして、共同調理場で2カ所で栄養教諭、今現在、2名のところ1名の配置になっておりますが、これにつきましても、県のほうに配置をするように要望していきたいというふうに考えております。

国におきましては、栄養教諭というのは義務教育で給食を全ての学校が行っているわけではありませので、文部科学省は県のほうの、地方の裁量に任せている。そこで愛知県が基準を設けて、3,000人までは2人というような形にしておりますので、その辺のことは愛知県の裁量になっておりますので、栄養教諭、これは教員の免許を持っているんですけど、免許の必要のない学校栄養職員、これの配置増、こちらについても、県に増員するような何がしか働きかけをしていきたい、そのように考えております。

以上です。

No.89 ○議長(伊藤 清議員)

前山美恵子議員。

No.90 ○19番(前山美恵子議員)

栄養職員さんも県職ですので、愛知県に要望していくことは大切なんですけれども、本当にこれは遅々として進まないんですね。全然変わってないというか、前は2人いらっしやった栄養教諭が、1人引き揚げられてしまって今は1人という、そういう状態でこれを回しているわけですから。

愛知県は全国的に見ても財政は豊かなんですけれども、教育費、それから福祉費関係はどん尻ですので、やっぱりそれを引き上げるように、県のほうもあれなんですけど、豊明市もそういう計画を、やっぱり子どもの食の問題について計画は、こういう職員さんを充てるという計画を立てていただきたいと思いますので、総合計画のところでも、少しでも前進するようにちょっとお願いをしたいと思います。

2番目のほうの健診なんですけれども、老人福祉法だったときに、豊明市は16歳以上、一般健診を全員希望者はできるようになっていたんですけれども、これが特定健診になってから、35歳以上になってしまって、今現在は、だから学校を卒業した子から35歳までの人は、健診を受ける機会が全然ないんですね。

尾張旭でも、それからほかのところ、ちょっと忘れてしまいましたが、一宮とか半田市のほうでも、そういう漏れがあってはいけないからということで、こういう人たちを対象にしておりますが、私の知った人が、今、網膜症になって、時々働くことができない男性が、一時期は生活保護を受けて仕事を休まざるを得ないという、そういうことで、毎週1回病院へ高いお金をかけて治療に行っているという、本当に人生台なしにしたんですけれども、健診でわかったのが34歳のときに健診でわかったということで、そのときには、もうこれはかなり重症化していてこういう状態になってしまっていたんですね。

もう1人の例は、33歳の健診でわかったんですが、そのときに注意しないといけないよということで、今、経過観察で、38歳になっても経過観察で、その重症化にいかないで済んでいたんですけれども、さっき言いましたように、40歳からの定義ではとても間に合わないと、若年性の人たちがこれはふえているということで、こういう人たちを早いところ拾うための役割ということで、こういう人たちも税金を納めているわけですから、健診の機会をつくっていくとか、異常が見つからなかったからではなくて、中には異常が見つかる、何かで軽いうちに見つかるということはあるわけですので、そういう点では、もう年齢を、本当は16歳からあれなんですけど、今、35歳と言いましたが、もっと前ぐらいにさかのぼれないかということとか、他市のそういう例を見て、ちょっと検討はできないかなというふうに思いますが、再度お願いします。

No.91 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.92 ○健康福祉部部長(原田一也君)

議員が申されますように、16歳以上の健診につきましては、費用対効果の面から、それと受診者が極めて少ないという状況がありましたので、特定健診導入に合わせて健診をやめてきたということがありますが、今、若年性の糖尿病というのは大きな社会問題となっておりますし、要は合併症が一番怖いということが言われております。

議員が言われますように、網膜症だとか腎臓病だとか、神経障がい、そういったような合併症になると、必然的にご本人さんも大変苦労されますが、医療面でも大変な負担になってくるものですから、そういった方々を早く発見して早く治療していくということは、いろんな面でいいかと思えます。

ですが、いろいろ諸事情もございますので、この16歳から34歳までの方で、特に社会保

険とか会社の健診を受けられないような方が漏れておるとい状況は十分把握しておりますので、今後、他市の状況も踏まえて研究してまいりたいというふうを考えております。
終わります。

No.93 ○議長(伊藤 清議員)

前山美恵子議員。

No.94 ○19番(前山美恵子議員)

じゃ、これにこだわってますとちょっと時間がかかりますので、次、桜ヶ丘沓掛線についての、大体概要を部長のほうから聞かせていただきました。

で、私はちょっと疑問に思ったのは、壇上で申し上げましたけれども、トンネル工法にすると3億円も余分にかかるわけですし、こういう選択をちょっと説明会では、選択になったきっかけとなった説明会が、6回目か7回目の説明会だったと思うんですけども、それまでは住民の方は、トンネルにしろだの、そんなことは余り言ってなくて、下の道路を通過できなくて迂回しなきゃいけないという問題とか、そちらのほうのが重大だというような、そういうお話が多かったんですけども、トンネル工法のきっかけとなった説明会では、市民に対して回答をされてらっしゃるのが市長さんですので、まず市長さんの政策とか考え方についてお聞かせをいただいていると時間が…、簡潔にお願いします。

No.95 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.96 ○市長(石川英明君)

基本的には、部長がお答えしたように、市民の皆さんとともに決めてきたというのが現状であるというふうに思っています。

以上です。

No.97 ○議長(伊藤 清議員)

前山美恵子議員。

No.98 ○19番(前山美恵子議員)

市民が選択をされたということなんですが、説明会のところでも、お話をトンネルだどうのこうのってされていらっしゃるの1人かお二人ぐらいでして、それに対して市長がお答えをされていたということで、これが大勢だということではないだろうと思うんですね。

これがトンネル工法が掘割になるという、安くなるというのならこれはともかく、それは今の経済状況を見て、そういう選択をされたんだらうなというふうなんです、トンネルにわざわざしなきゃいけないこの理由というのが、どこを見てもこれはわからないんです。

で、何が目的でトンネルにされたのか、市民はどういう目的でトンネルを要求されているのか、ちょっと市長、お答えをいただきたいんですが。

No.99 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.100 ○市長(石川英明君)

先ほど部長も触れたように、最終的には、もともとがトンネル工法で来たというのは基本です。ですから、皆さんの中にはその辺の意識が大分押していたというふうに私は理解します。

最終的にご提示をしたのは、今回出した掘割ではないんですが、その前に 10 億の計画は、実際にはもう少し長い距離ですね。そこの部分を少し削らせていただいて、住民の皆さんの意識がそこにあるということで、前区長もぜひ、それがいいということ、その中でも意見を申し上げられておって、我々としては、そういう経緯も踏まえて、それから皆さんの意見、過去の意見とかなんかもずっと聞いておりましたから、私のほうは、それで最終的な判断をして、こういう方向でどうですかということでご理解をいただいたということであり

以上であります。

No.101 ○議長(伊藤 清議員)

残り時間約1分です。

前山美恵子議員。

No.102 ○19番(前山美恵子議員)

ちょっとトンネルはどうしても必要かというのは、今のお答えからでもないわけですね。もともと基本計画は 40 年前につくられて、トンネルが 120 メートルあった。

これは 40 年前ですので、40 年後といたら、今現在どうでしょう、もう施設は畳まなきゃいけない、廃止しなきゃいけない、老朽化しておるとい、そういう状況の中で、新たに新しい施設をつくるということは、もう将来のことを考えて控えたほうがいいんじゃないかというのは、きのうの質問でもありました。

そういう時代にありながら、やっぱりどうしてこれはトンネルが必要なのかということがち

よつとわからないんです。

それと、どれだけの人がこのトンネルを要求しているのか、その点をお聞かせください。簡潔に。

No.103 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.104 ○市長(石川英明君)

この全貌を私も見せていただきました。

もちろん、そういう意見を総合的に我々のほうでも整理をするという部分があります。環境的な問題から、先ほども部長が言ったように、広場ということがありますね、それから分断をされる、住民の意識というものも、過去からのいろいろなものを聞いています。

そうしたことを総合的に判断をして、今回の結論に至ったというふうにご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

(終了ベル)

No.105 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、19番 前山美恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時15分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時9分休憩

午後1時15分再開

No.106 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番 川上 裕議員、登壇にてお願いいたします。

No.107 ○1番(川上 裕議員)

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして登壇での一般質問を始めさせていただきます。

冒頭に、12月号の市長だよりを見させていただきました。ことしの3月にも市長だよりで質問させていただきましたけれども、若干、違和感を覚える内容でございました。

いつも気さくな市長なのに、そつなくきれいな文章で、何かと人ごとのような書き方をされ

ているような内容に見えました。もう少し愛情のある表現で僕はやっていただけるのかなとは思っておりましたけれども。

その中にもいい点が3つ、風水害での非常配備体制、それから全国都市問題のこれからの健康であり続けるまちづくりに向けてということを載せられております。

これは、今回私も質問する内容と一致しますので、ぜひ、ここは後でまたお話を聞きたいと思えます。

それからもう一点は、とよあけ市民大学「ひまわり」、私も2講座受けておりますけれども、大変盛況でいい内容だと私は思っております。

以上で市長だよりの報告を終わります。

第4次豊明市総合計画から、治水対策についてですが、水害に強く安心できるまちを将来像としています。

また、健康寿命が延び、健康で安心して暮らせるまちづくりをつくる高齢者健康促進対策についての2点について伺います。今回のキーワードは、「自立」です。

水害対策について。

3・6・9月議会において、多くの議員が防災・豪雨対策について質問されています。また、今議会でも、きのうを初め質問が行われ、あしたとまた予定もされております。

豊明では、8月7日の豪雨、最近では、京都嵐山、伊豆大島、それからフィリピン台風 30号等が日本、世界各地で多発し、猛威を振るっています。

世界に目を向けると、温暖化によるものと思われませんが、フィジーの近くで海面が上がりに、住めなくなりつつあると、全島でフィジーに移る計画を進めているとのこと。

日本のある学者によると、近い将来、海面が 20 センチ上がるという、そういう世界で、気象が不安定な状況の中、今後、温暖化による豪雨・台風の多発などによる大きな被害が予測されます。

豊明市では、東海豪雨での公共施設、農産被害等で約 3.5 億円の被害発生、それ以降、その後も台風や局地的な豪雨による浸水や道路の冠水が起きており、住民の安心・安全を脅かしています。

総合計画では、豊明市総合治水対策基本計画に基づき、洪水調節対策、流出抑制対策、流下促進対策など、さまざまな施策を進める必要があるとしています。

そこで1番、総合計画より、2015 年目標値についてお聞きします。

ため池について整備をしていくことで、ため池洪水調節量 16 万 5,000 立法メートルについて。

公共貯留浸透施設による対策量 700 立法メートルについて。

排水能力が不足している排水路、河川を改修し、溢水の防止を図ることで、排水路改修箇所 10 カ所について、それぞれの現状をお聞きします。

2番、平成 12 年の東海豪雨では、多くの床上・床下浸水が出ています。市の現状についての認識をお聞きします。

3番、吉池地区にて大雨時の冠水、家屋浸水が多々発生しているので、今後の対策をお聞きします。

とはいうものの、住民、地域の自己防衛の考えも大事であり、自主防災組織のあり方も踏まえて、今回は土のうを中心に、支給方法、行政の支援についてお聞きします。

次に、高齢者健康促進対策について。

昨年12月議会でも、高齢者福祉について質問させていただきました。

平均寿命と健康寿命の差が、男性は9歳で、健康寿命は70歳です。女性は差が13歳で、健康寿命が73歳です。

豊明市の高齢化率は、平成24年度で20.7%、30年後には25%以上にはなるでしょう。4人に1人が65歳以上の高齢者となります。

それにつれて寝たきりのお年寄りがふえれば、介護給付費や国保の医療費が増加し、市財政に重くのしかかります。

医療や介護のお世話にならない体質、まちをつくるためにも、2009年ごろより歩いて暮らせるまち、SWC(スマートウエルネスシティー)が注目されています。

スマートウエルネスシティーとは、歩いて暮らせるまちをつくるために、外出できる場所づくり、にぎわいづくり、快適な歩行空間整備、車依存から脱却する公共交通の整備とあります。

そして、歩くことの貢献は、筑波大学の資料によると、100歩で6円、1日2,000歩いたとして、1万人の人が1年歩いたとして、年間4億円の医療費抑制効果が期待されるとしております。

豊明市で換算しますと、成人者が5万3,000人、そのうちで15年目標の2,000人としております。その2,000人を目標達成すれば、この計算でいくと年間8,000万となります。5%の3,000人となれば、1.2億円の削減効果となります。

そこで、1、総合計画より、健康促進に関する成果指標についてお聞きします。

第2期国保健診実施計画書にもありますが、特定健診受診率は2010年の現状値37.2%で、15年目標の65%についての状況は。

ウォーキングマップの利用者数、現状値497人、15年目標2,000人についての現在の状況は。

ウォーキング時間30分未満の人30.5%で、15年の目標28%の達成状況はについてお聞きします。

私の町内でも、最近、ウォーキング会をつくりまして、最近、ウォーキングコースを歩いているのですが、3回ほど歩きましたが、歩きづらいところが多いです。斜めだったり、段差だったり、家屋、商店街の入り口があってでこぼこがあったりということです。

そこで、歩道の整備ということで、高齢者のウォーキングに支障となる歩道の段差解消や計画的なバリアフリー化の進捗状況は。

ところで、陸上のウォーキングだけでなく、水中のウォーキングも体によく、プールの利

用を進めたい。

3番、豊明市と連携関係にある東部知多温水プールの利用拡大についてお聞きします。

現在、使用料は、一般 300 円、高齢者は助成券 150 円で利用でき、豊明市の高齢者利用者は、年間延べ約 1,200 人ではありますけれども、健康者増を図るため、無料というようなことは検討できないか。

今、議場に 20 人議員がおりますが、来年になりますと、そのうち高齢者が 8 人になります。

皆さん若いつもりでしょうけれども、高齢者制度に熱心なのは、ピチピチボーイの杉浦議員でございますが、ほかの人はなかなか話に乗っていただけません。

東部知多までの 4 車線化道路の工事が進んでおり、早く行けるようにはなります。とはいうものの、健康増進のため、近くで気軽にプールを利用したいと思うのは当然であります。

以前のことですけれども、市民プールをつかってほしいという声が市民の中で多かったということも、以前の話で聞いております。

そこで、自立できる高齢者をふやすために、市民温水プールの必要性についてどのような認識をお持ちかお聞きします。

以上で壇上での質問を終わります。

No.108 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.109 ○経済建設部長(横山孝三君)

それでは、経済建設部より、台風や局地的な豪雨による浸水や道路の冠水に対する第 4 次豊明市総合計画に関するご質問と、東海豪雨における市の現状認識と吉池地区の冠水・浸水対策について、順次お答えを申し上げます。

最初に、1 項目目のため池洪水調節量 16 万 5,000 トンについてのご質問でございます。

市内には、農業用ため池など大小合わせて約 40 カ所ございますが、東海豪雨以前に 4 カ所のため池を洪水調節池に整備し、調節量約 6 万 3,000 トンの容量を確保しております。

東海豪雨以降に、豊明市総合治水基本計画を策定し、20 カ所の主なため池を改修計画の対象といたしました。平成 24 年度末までに 9 カ所の整備を行い、調節量約 7 万 7,000 トンの容量を確保しております。

東海豪雨以前と以後の整備調節量を合わせますと、約 14 万トンの調節量を確保しております。

今後は、残りの 11 の池で約 1 万 5,000 トンを確保する計画でございますが、共有もしくは

個人所有のため池であり、また農業用水として利用されているため池もございますので、今後も関係者との調整を図りながら順次整備を進めてまいります。

次に、公共貯留浸透施設による対策量 700トンについてでございます。

平成 24 年 4 月 1 日に境川、猿渡川の総合治水対策をより確実にするため、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、境川水系であります豊明市全域を特定都市河川流域に指定されたことにより、開発面積 500 平方メートル以上の土地での雨水浸透阻害行為がある場合は県知事の許可となり、雨水貯留浸透施設、いわゆる調整池の設置が義務づけられました。

こうしたことから、基準以上の開発につきましては許可制とし、基準に満たない行為についても、雨水対策の協力をお願いしているところでございます。

ご質問の公共施設につきましては、平成 8 年度より歩道の透水性舗装整備を実施しております。平成 24 年度末で 1 万 6,313 平方メートルの整備を行いました。636 トンを地中に浸透させております。

また、公共施設といたしましては、堆肥センターに調整池を設置しておりますので、対策量として合計で 702 トンでありますので、目標値には達しております。

なお、歩道透水性舗装につきましては、都市計画道路整備によるところが多々でありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、排水路改修箇所 10 カ所についてのご質問でございます。

平成 24 年度末までに 7 カ所事業化いたしまして、6 カ所におきましては平成 22 年までには完了しております。

現在、1 カ所を年次計画で施行中でありまして、平成 27 年度末には工事を完了する予定であります。

なお、このほかにも改修が必要な箇所がありますので、地元との調整を図りながら順次進めてまいります。

次に、2 項目目の東海豪雨における市の現状認識と、3 項目目の吉池地区の冠水・浸水対策についてのご質問ですが、2 項目とも関連がございますので、あわせてご答弁申し上げます。

平成 12 年の東海豪雨は、9 月 11 日に発生した豪雨で、台風の北上に伴い、台風の北側に発生した長い帯の積乱雲が台風の相乗効果も伴い、降雨量時間最大 73.5 ミリ、総雨量 463.5 ミリと、長い時間をかけて東海地方に北上したことにより、甚大な被害をもたらしたものでございます。

市内の浸水被害で申し上げますと、床上浸水が 237 戸あり、床下浸水が 482 戸でありました。

また、県河川の破堤や、市内至るところで道路冠水が発生したことにより、交通網が麻痺した状態でありました。

吉池地区内における大雨による道路冠水箇所並びに家屋浸水箇所につきましては、十

分把握しております。

その対策については、何十年も懸案事項として検討してまいりました。

本市の総合治水対策基本計画の調整必要貯留量は、時間 52 ミリに対して安全を確保することと位置づけられておりますことから、治水対策上の基準降雨量も時間当たりで 52 ミリでございますので、この降雨量に対して床上浸水をなくすこと、道路冠水を 20 センチ以上にならないようにすることを基本に考えておりますが、その量を超える雨量に対しては対応しきれないのが現状でございます。

こうした状況でございますが、現在、吉池地区上流部にて下流部への雨水流出遮断と冠水箇所への排水をバイパス処理とすることにより、現状を少しでも改善する方向で現在検証中でありまして、今後、検証がまとまれば、来年度以降、改修工事を実施する方向で検討していきたいと考えております。

次に、大きなご質問の高齢者健康促進対策についてのうち、2項目目の歩道の段差解消や計画的なバリアフリーの進捗状況についてお答え申し上げます。

現在、市で管理している認定路線数は、専用歩道 24 路線を含め 1,430 路線であり、延長約 371 キロメートルであります。

そのうち、専用歩道以外で歩道を有する路線数は 132 路線で、歩道延長約 68 キロメートルでございます。

ご質問の、歩道段差解消などのバリアフリー化につきましては、平成6年に愛知県条例として、人にやさしい街づくりの推進に関する条例が制定されてから、順次、段差解消などのバリアフリー化の整備を実施してまいりまして、一部の路線以外はほぼ全線にわたりバリアフリー化されております。

一部の路線と申しますと、歩道幅員が狭く、構造上、物理的に改善できない箇所であります。

また、国道、県道につきましても、必要な箇所はお願いしてまいりたいと考えております。以上で終わります。

No.110 ○議長(伊藤 清議員)

石川市民生活部長。

No.111 ○市民生活部長(石川順一君)

それでは、市民生活部より、水害対策についての4番目の項目、住民、地域の自己防衛、自主防災組織のあり方についてお答え申し上げます。

台風などの風水害における予防措置は、時間的猶予もあり、事前準備可能であると考えております。

市が訓練時や新入職員の職場研修で土のうを作成して、阿野町の瀬戸大府東海線高架下と栄町の桜ヶ丘沓掛線高架下に備蓄しております。

風水害の発生が高いと考えられる際には、この施設を開放いたしまして利用できる状態にしておりますので、利用していただきたいと考えております。

また、地域でも防災倉庫などに、土のうをつくるための袋などを備蓄していただくようなことも必要であるというふうに考えております。

終わります。

No.112 ○議長(伊藤 清議員)

原田健康福祉部長。

No.113 ○健康福祉部長(原田一也君)

それでは、健康福祉部より、高齢者健康促進対策について3項目にわたりご説明申し上げます。

まず1点目、総合計画より、健康促進に関する成果指標についてということで、特定健診受診率、現状値 37.2%、これが 15 年目標 65%になっているが、その現状はということでございます。

特定健診は、平成 20 年度から生活習慣病の予防を目的として始めました。

国は、5年後の平成 24 年度の目標受診率を 65%と定めておりましたので、本市の 2015 年の目標数値も 65%としたところでございます。

豊明市の平成 24 年度の受診率は 43.8%でありまして、前年度より 1.6%伸びましたが、まだ目標値には届いておりません。

しかしながら、国の定めた 65%の数値の達成は非常に難しい状況でありまして、平成 23 年度の県内の状況から見ますと、65%を超した市町村はありません。

市で一番高いところで 51.1%、市町村の平均では 35.8%となっておりまして、豊明市は、上から3分の1程度の順位になっております。

国は、新たな目標数値として、平成 29 年度に 60%の受診率を示してきました。

現状からですと、16%程度の上乗せが必要となりますが、健診の勧奨方法、健診日程の適正化などの工夫をしまして、受診率向上に努力をしております。

続きまして、ウォーキングマップの利用についてでございます。

現在、本市で作成しているウォーキングマップは、平成 17 年度の第1次とよあけ健康21 計画の策定において、策定部会のメンバーによって作成されたものでございます。

平成 18 年3月のウォーキングマップの完成とあわせて、ウォーキング推進グループが発足し、「ウォーキングマップのコースを歩こう」をキャッチフレーズに、毎月1回ウォーキングを開催し、現在に至っております。

平成 17 年度に策定した 2,000 部のウォーキングマップの配布や広報等でのPRにより、平成 18 年度は延べ 463 人の参加でございましたが、年々参加者がふえ、平成 20 年度は

延べ 497 人、平成 24 年度は延べ 876 人の参加となっております。

また、平成 24 年度は市制 40 周年にあわせて、ウォーキングマップ²として、従来はショートコースだけでしたが、新たにロングコースのマップを 1,500 部作成いたしました。

最初に作成したショートコースのウォーキングマップの 2,000 部と、新たに作成したロングコースのウォーキングマップは現在 600 部配布済みで、配布数では 2,600 部を配布しております。

ウォーキングマップの配布者が、その後どのように活用しているかの実態把握は難しいわけですが、配布者数を何らかの形でウォーキングへの参加者とみなすならば、第 4 次豊明市総合計画の 2015 年の目標値である配布数 2,000 部は既に目標に達していることとなります。

続きまして、ウォーキング時間 30 分未満の人でございますが、第 1 次とよあけ健康 21 計画の中間評価においては、60 歳代の人々の 1 日平均ウォーキング時間が 30 分未満の人の割合が 30.5% ございました。

第 1 次計画の評価にかわるものとして、平成 25 年 9 月、10 月のがん検診等で実施したアンケートの結果では、60 歳代の人でウォーキング 30 分未満の人の割合は 48.2% ございました。

中間評価のアンケート対象人数と今回のアンケート対象者数とは、母集団の数が大きく違うため、単純に比較は難しいのですが、参考資料として見ますと、60 歳代では、ウォーキング 30 分以上の人より 30 分未満の人の割合がふえていることがわかります。

しかし、全年齢層で比較してみますと、今回のアンケート結果では、ウォーキング 30 分未満の人の割合は減少し、逆にウォーキング 60 分以上の人の割合がふえております。

また、平成 24 年度のウォーキング参加者の実人数は 169 人で、そのほとんどが 60 歳以上でございます。中でも 60 歳代の人々が最も多く、50.9% を占めています。

いずれにしましても、ウォーキングは高齢者に適した運動と考えられますので、今後も一層の普及に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、最後の項目、東部知多温水プールの利用の拡大についてでございますが、東部知多温水プールの利用拡大につきましては、利用増を図るために無料にできないかというご提案でございますが、東部知多温水プールの利用は、東部知多衛生組合を構成しております大府市、阿久比町、東浦町においても、本市と同じ半額助成をしております。本市だけが突出した助成をすることは、他市町との兼ね合いからも、難しいのが現状でございます。

今後は、構成市町とよく調整をとりながら、高齢者利用者の増加に努めていきたいと考えております。

市民温水プールの必要性についての認識ということでございますが、高齢者の介護予防対策には、温水プールの必要性は、健康増進、体力保持に大変有効なことは、十分に認識をしております。

さらに健康寿命の延長には、医療費を初めとした社会保障費全般の抑制に大きな効果を発揮することも認識しております。

しかし、新たに温水プールを建設することは容易なことではなく、市としては、できるだけ経費をかけず最大限の効果が発揮できるよう、予防事業を組み立てていきたいというふうに考えております。

終わります。

No.114 ○議長(伊藤 清議員)

津田教育部長。

No.115 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、同じく市民温水プールの必要性の認識について、教育部からお答えいたします。

市民がスポーツ活動を実践していくために、安全で利用しやすいスポーツ施設の環境整備が大切である、そのように考えております。

市民プールの必要性については、昨年実施しましたスポーツに関する市民意識調査の中で、遊戯的なプールを望む声が多く寄せられて、市民ニーズの高さを認識しております。

しかしながら、今後、公共施設のアセットマネジメントを考えますと、新たな施設の整備は困難な状況にあるというふうに考えております。

高齢者の健康増進につきましては、とよあけ市民大学「ひまわり」で、市内民間の温水プールを活用した教室、脚力強化、水中ウォーキング講座を開催しておりますので、こちらもご利用いただけるようPRしていきたい、そのように考えております。

以上です。

No.116 ○議長(伊藤 清議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問があれば挙手を願います。

川上 裕議員。

No.117 ○1番(川上 裕議員)

それでは、水害対策からいきます。

まずは自己防衛ということで、土のうのほうからいきたいと思えます。

土のうの答弁をいただきました。準備期間もあるので、いつでも取りにきてほしいと、そういう危険な場合はというお話でございます。

しかしながら、高齢者が多い我が市にとって、土のうを取りに行くだとか、軽トラを借りて行くというのは、年寄りにはできません。

そういうようなところも少しご配慮していただきたいと思うんですが、そのひとつの代用として、東郷町では、ごみ袋が少し厚いんですね。したがって、そこに水を入れて土のうがわりにしているという市民の方もみえます。

それからもう一つ、これは豊明の人ですけれども、吸水性土のう、ご存じの方も多いかと思いますが、水に濡れると膨れ上がって土のうになるというものです。

もう一点、私、手配しているんですけれども、伊豆大島の水害以来、需要が多くてなかなか手に入らないという状況でございますので、きょうはちょっとお持ちできなかったんですけれども、そういうようなものを区とか自主防災組織に支給してはいかかかなと思います。

No.118 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.119 ○市民生活部長(石川順一君)

そういった際に、自主防災組織のほうがそういった方たちにお配りいただけるのならば、土のうをつくるための袋とかそういったものを、私どものほうから支援するということは可能なかなというふうには考えております。

終わります。

No.120 ○議長(伊藤 清議員)

川上 裕議員。

No.121 ○1番(川上 裕議員)

そういうお答えになるかと思っていましたけれども、これも一緒に、袋を保管しているのは、私の吉池区でもそうですけれども、砂場があるところはいいんですよ。自分たちでやろうと思えばできるんですが、そうでないところは、砂場がなくて何も無いところは、詰めれないんですよ。

ですので、この吸水性土のうを支給していただいて、欲しいところでいいんですけれども、そういうことがやれるような体制をとっていただきたい。

まずはサンプル的にも見せて配っていただくというようなことをしていただいてもいいのではないかなと思います。

多分、一括交付金が始まっているので、その範囲でやってくださいというような意味合いだとは思いますが、そこら辺はまたちょっと違うような気がするんですね。そこら辺はどう

でしょうか。

No.122 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.123 ○市民生活部長(石川順一君)

そういったものもございますので、皆様のほうにPRしていくことは可能かなと思っております。

それから、土のうの砂のことなんですけれども、地区で例えば防災訓練をやっていたときに、少し砂を手配していただいて、その場所で詰めていただいてそれをご活用いただくとか、水害については、季節的にも限られますし、地区も非常に限られてきますので、そういうような形でやっていただくとありがたいなというふうに考えております。

終わります。

No.124 ○議長(伊藤 清議員)

川上 裕議員。

No.125 ○1番(川上 裕議員)

それであれば、そういうことで結構なんですけど、この自主防災組織とかそういったものは、区長さんなり町内会長さんなり、1年とか2年の人が多いわけですよ。

その方々に、かわったついでにいつも説明できるというのはなかなか難しいところがあって、阿野地区みたいな区長さんは、もう3年やってみえるんですかね、地域にも詳しい方がやってみえるのは、詳しくやってみえますけれども、そういうようなところは比較的やりやすい。

ですから、そういったところも見ていただいて、小まめな、何ていうんですか、サービスを行政のほうもしていただけたらなと思います。

そこら辺が一番接点になるんじゃないかなと、これから思いますので、よろしく願いしておきます。

それから、市民の皆さんの中には、「昔は水が出ると、よく消防署の人だとか消防団員の人だかよくわかりませんが、見に来てくれて、土のうを積んでくれたりとか水かきをしてくれた」と言う方もおみえになります。「最近の行政は何もしてくれない」と。

そういうようなことは、職員の削減の影響が出ているのか、もともとの考え方の違いでそうやってきたのか、それはわかりませんが、そこら辺の、そういうことについての認識は、どのような認識をお持ちでしょうか。

No.126 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.127 ○市民生活部長(石川順一君)

決して職員が行けなくなったのが、職員が冷たくなったからとか、そういうことではございませんで、やはりある程度地域とか自己防衛をしていただく必要はあるのかなということは思っております。

ただ、職員のほうも確かに人数に限りがございますので、地区へなかなか行けないところもありますけれども、全体的な部分を見ておるところでございます。

終わります。

No.128 ○議長(伊藤 清議員)

川上 裕議員。

No.129 ○1番(川上 裕議員)

先ほどの市長だよりの中に、災害の配備体制ということで、「第2次警戒配備を設定し、35人程度の実働部隊の職員を招集します」と、そして「路面冠水など軽易な被害にも機動力を発揮します」というようなことでうたわれております。

それで、ただいまのような、ちょっと水が出たときだとか、こうやって出たときやなんかに見ていただけるのは、この実働部隊の方ですか、これはまた別のことなんでしょうか、お願いします。

No.130 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.131 ○市民生活部長(石川順一君)

今回、新設しましたその機動性のある警戒配備の人間でございますけれども、その人間につきましては、個々のご家庭というよりも、例えば道路で冠水して通行どめしなければならないですとか、樹木等が倒れてそこで通行ができないとか、そういった部分を、樹木を撤去したり、交通どめをしたり、そういったようなところで作業していくという予定をしております。

終わります。

No.132 ○議長(伊藤 清議員)

川上 裕議員。

No.133 ○1番(川上 裕議員)

そこで、軽易な被害、路面冠水は軽易な被害と書いてありますね。これは当事者にとっては大変なことですよ、毎回。

現場はご存じないのであれでしょうけれども、バス通りのところなんですけれども、玄関と道路が一緒の高さで、車が通っていったら水が入ってくるわ、バスが通っていったら入ってくるわ、そんなことを毎回やっているの、軽易な被害という表現をここでされてもらっちゃ困りますよ。

市長のところは高台で高級住宅かもしれませんが、こういう水の災害は、本当に大変なところだと思います。

そういうところをもう少し気を配って字を書きいただきたいと思いますね。

それで、今のその市バスの件ですけど、バスが通るようなところは、冠水した場合、通行どめをしていただけたらとか、そういうようなことの手当てというのはできるのかどうか、お聞きします。

No.134 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.135 ○市民生活部長(石川順一君)

ことしの水害のときもそうですけれども、道路が冠水して車がとまってしまう危険性があるとか、アンダーパスで全く通れない場合には、通行どめの標識を立てて交通どめをさせていただいております。

終わります。

No.136 ○議長(伊藤 清議員)

川上 裕議員。

No.137 ○1番(川上 裕議員)

速やかにひとつやっただけのようにお願いします。

次に行きます。

先ほどの地域の自主防災との関係だとか、地域と行政の接点ということで、吉池区では

10月に、ほかの区もやってみえるのかもしれませんが、10月に耐震診断ローラー作戦を実施しました。これは市長マニフェストにもうたってありますね。

留守宅も含めて174件を訪問して、9件という申し込みがあったのは、そういう低い数値でした。

しかし、そうやって訪問したりとか診断のときに、高齢者ではなかなかできないタンスの家具の取り付けだとか、そのほかいろんな災害に対する予防のPRだとか、そういうことを小まめにやっていただくようなことをしていただければ、もう少し行政と市民との距離が縮まるのではないかと思います。

中には、今の診断員によってはそういう方もおみえになるそうですけれども、そういったことも、少し手当も低いそうですけれども、手当をちょっと上げていただければ、そういうこともやっていただけるのかなということを思います。

いずれにしても、そういったときを利用していただいて、住民の人にいろんな災害だとかそういったことをPRしていただく、そういったことが大事ではないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

No.138 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.139 ○経済建設部長(横山孝三君)

ご質問の件ですけれども、正式名称が、愛知県木造住宅耐震診断員と申します。その方たちが耐震診断にお伺いしております。

その際、依頼者に対しまして、民間木造住宅耐震改修費補助についてPRしております。

また、耐震シェルターの整備補助金についてもPRしてまいります。

先ほどのご質問の、その際、例えばタンスの転倒防止とかその辺のことにつきましても、この愛知県の耐震診断員に対しまして依頼をしてまいりたいと思います。

また、その診断員の報酬につきましては、1戸当たり4万5,000円ということで決められておりまして、これは、国と愛知県で決められた額であります。

診断費が3万円、概算工事費を出すのに1万5,000円ということで、合計4万5,000円というふうに決められておりますので、例えばそれをアップさせていただくということになりますと、市の単独費でお出しするということになります。

現在は、4万5,000円のうち国の補助金が2万2,500円、市と県が4分の1ずつで1万1,250円というふうに負担しておりますので、報酬額のアップにつきましてもなかなか難しいというふうに考えております。

以上でございます。

No.140 ○議長(伊藤 清議員)

川上 裕議員。

No.141 ○1番(川上 裕議員)

要請だけひとつお願いしておきます。

次に行きます。

総合計画の目標の進捗というところでお聞きしまして、この2015年の目標値を、先ほど、大半はクリアはしておりませんが、ほぼ近いところに目標値がいくということでお答えいただきました。

その場合、水害に強いまちづくりに対する、どういう言葉を使ったらいいのか、寄与率とかいうものは難しいと思うんですけども、豊明市の今後予測される豪雨、台風等に対して、どのように対応していかれるおつもりか、お聞きしたいと思います。

No.142 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.143 ○経済建設部長(横山孝三君)

ことしの8月8日ですか、ゲリラ豪雨もございましたね。したがって、我々もその季節がまいりますと非常に緊張してまいります。

先ほどの吉池地区も、いまだ解消されておられません。大久伝地区もそうなんですけれども、それらの対応につきまして、市として考えております今後の方針でございますが、境川水系の皆瀬川、正戸川について、これらの河川は、おおむね5年に1度の確率で降る時間最大雨量50ミリの降雨に対して流下能力を確保しておりますので、現計画であります境川流域整備計画においては、整備されておることになります。河川のことですけれども。

現在、新たに県と境川流域関係市町で境川の将来整備計画であります二級河川境川水系河川整備計画を策定いたしまして、今年度国に認可を得るために鋭意努力をしているところでございます。

この二級河川境川水系河川整備計画は、名鉄橋梁より下流部区間の河床の高さを1メートル50ほど下げ、河口から境橋上流5キロメートル地点まで、20年に1度の確率で降る時間最大雨量73.7ミリ、並びにそれより上流で10年に1度の確率で降る時間最大雨量63ミリの規模に対して、安全に流下させる計画でございます。

また、平成21年度に市街化区域内の吉池、大久伝、三崎地区の浸水対策として、豊明

市特定都市下水道計画が策定されております。

こうしたことから、平成 28 年度から第5次総合計画がスタートいたしますので、二級河川境川水系河川整備計画、それから豊明市特定都市下水道計画、並びに現在取り組んでおります境川流域総合治水対策に基づきまして策定いたしました豊明市総合治水対策基本計画、これは総合計画とリンクしておりますが、この基本計画に掲げる洪水調整、流出抑制、流下促進、土地利用など、それぞれの対策も含めまして、新たな総合治水対策計画を策定いたしまして、浸水被害等の軽減に向けた取り組みを進めたいと考えております。

以上でございます。

No.144 ○議長(伊藤 清議員)

川上 裕議員。

No.145 ○1番(川上 裕議員)

それでは、次に行きます。高齢者健康促進対策。

全国で今、3,300万人の人が、何らかの健診を受けてみえません。そういう数字が出ています。

最近のニュースでは、ローソンでは、健診を受けなかったり再診を受けなかった人は賞与を減らされると、カットされると、そういうことで、民間企業でもそういった力を入れていると、健康促進に。そういうような情報を聞いております。

これは結局、保険組合の負担を減らすということになるかと思えます。

それから、特定健診の受診率についてのご回答をいただきました。43.8%ということで、次からは 60%ということですね。

そこで、けさの質問にもありましたけれども、若手の人たちのことを考えると、将来を考えると、若手の人のことも考えないといけない。

そこで、65歳以上と64歳未満でそれぞれのその健診の受診率が、以前と、その目標の15年とで変わっているのかどうか、わかれば教えていただきたいと思えます。

No.146 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.147 ○健康福祉部長(原田一也君)

平成 21 年度と平成 24 年度の特定健診の受診率の比較をしますと、まず 21 年度の受診率が 37.2%、それが 43.8%に上昇しております。また、40 歳から 64 歳は 27.8%から 32.1%

に上昇しております。

若い世代は受診率が悪い中で4.3%増加したことや、受診者も184人増加したことから、ある程度の評価はできるものと考えております。

終わります。

No.148 ○議長(伊藤 清議員)

川上 裕議員。

No.149 ○1番(川上 裕議員)

それでは、次に行きます。

ウォーキングコースの話をしました。全市で9コースあるんですけど、そのうち3コースを歩いてみたんですけども、結論から言いますと、体育館横のふれあいだとかかたらいの道ですね、ああいうようなのがモデルコースとして1つぐらいはつくっていただけるといいと思うんですが。

この前も歩きましたけれども、高齢者のおばさん2人と歩いたんですが、道が悪いので、下ばっか見て歩いておると信号を乗り越しちゃうというようなこともありまして、危ない目にも遭いそうだったことがありました。

そんなようなこともありますので、そういったウォーキングコースの設定というのもどうかと思いますが、そのような計画はありますか、いかがですか。

No.150 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.151 ○健康福祉部長(原田一也君)

新たにウォーキングコースをつくるという計画は、現在ございません。

終わります。

No.152 ○議長(伊藤 清議員)

川上 裕議員。

No.153 ○1番(川上 裕議員)

時間もないので、次に行きます。

ご存じかと思いますが、プールについてです。武豊町のプール建設の例です。

知多南部広域環境組合5市町でごみ処理場の建設計画があるんですけど、半田市で

あります。半田市が、土地の確保の理由で武豊に変更になりました。

そして、東部知多と同じで、余熱を利用して温水プールの建設を予定しています。

他市と違いまして、ここは町内小中学校のプールも老朽化しているので、そこを廃止してその温水プールにすると、そして生徒たちはバスで送り迎えする、そういった水泳授業にするというようなことも検討しているというようなことです。

費用は、詳しいことはわかりませんが、5市町の負担金 16 億円を利用してやられるということと聞いております。

参考までに、東郷町のいこまい館は、プールも含めた複合施設で、土地が 17 億、建設費そのほかで 33 億、50 億かかっております。

先ほどプールの利用料のことで検討ということで、他市町のこともあるので、非常に今のところは難しいというご回答をいただきました。

沓掛だとか、私のところの吉池の人たちは、洲原公園だとかウイングアリーナでしたか、刈谷の。そちらのほうへ、ここら辺の方は行かれる方が多いです。

ちなみに、利用料は 400 円です。

ですので、東部知多のほうも、先ほどの要求でそういうことも検討していただきたいんですけども、そういった刈谷のほうもそういったことで、あわせて、とにかくプールを利用する機会をふやす、そういうことを努力していただきたいと思っておりますけれども、そのあたりはどうでしょうか。

No.154 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.155 ○健康福祉部長(原田一也君)

先ほどのご答弁でも申し上げましたとおり、水泳といいますか、プールというのは、高齢者の健康増進・保持には大変有効な運動だというふうに考えております。

そのため、東部知多の利用については、半額助成ということをしております。

また、刈谷のプールとなりますと、それまで助成となることにつきましては、今後十分に研究してまいりたいというふうに考えております。

終わります。

No.156 ○議長(伊藤 清議員)

川上 裕議員。

No.157 ○1番(川上 裕議員)

そういうことで、健康的効果には非常に大きいということは皆さんにも理解いただけると思うんですけども、私の身の回りだけでも、先ほどの洲原だとかウイング何とかというプールに行ってみえます方が3人みえます。

なぜ行き出したかという、医者にもかかっている、何年もかかっているも治らないと、腰痛とか膝痛が。そこへ通って1年で治したと、物すごく喜んでみえる方がおります。

うちの今のこの議員の中にも、1人、半年ほど医者に通っている人がいますけれども、そういうことも利用していただいてやっていただきたいなというふうに思っております。

そういうことから、健康寿命が2年延びたら、推測の域を出ないかと思いますが、医療費はざっとどのぐらいの削減ができるのか、もし試算ができれば教えていただきたいと思っております。

No.158 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.159 ○健康福祉部長(原田一也君)

健康寿命を2歳延ばすとどれぐらいの医療費の削減になるかということで、これは定まった数式とか、それを算出する方法がないものですから、若干粗い私なりの計算になりますが、愛知県の健康寿命は、男性が71.74歳、女性が74.93歳ということで、これは日本でも上位にランクされるということでございます。

豊明市のこの年齢層の医療費の総額、例えば65歳から74歳までの総額が約31億8,000万円でございます。

この31億8,000万円を10歳といいますか、10年で割って、そのうちの2年分、2歳延びたらということですので。そうしますと、6億3,600万程度になります。

この6億3,600万円程度が丸々削減ということではなくて、全く病院に行かないなんていうことは考えられませんので、そのうちの半分程度がその医療費と考えると、まことに粗い計算になりますが、3億円ぐらいが削減できる可能性があるのではないかなというふうに考えております。

終わります。

No.160 ○議長(伊藤 清議員)

川上 裕議員。

No.161 ○1番(川上 裕議員)

それだけの投資の価値はあるということで解釈しておきます。

次に、時間がありませんので、災害と市民税については、あしたダークホース議員が予定していますので、私は遠慮しておきます。

そこで、気さくで話しやすい市長にお聞きします。

遠い将来、市長をやめられると思いますけれども、畑を多分、やられるんじゃないかと思いますが、腰を痛めたとか、そういうときのためにプールをつくったらいかがでしょうかという提案と、これからの社会を担う成人、高齢者の健康促進に関する投資は、大きな大きな、今の話ではありませんけれども、医療費削減になるかと思います。

そのための投資というものをどういうふうに考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

先ほどの市長だよりでありましたことが、歩いて暮らせるまちづくり、まちづくりの考えを取り入れて取り組まれていくお考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

No.162 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.163 ○市長(石川英明君)

済みません、ちょっとつかみ取れなくて申しわけなかったですが、1つは、プールを利用したということが1点ですか、それからもう一点は、これから健康づくりということでのまちづくりのあり方ですか。

プールにつきましては、言われるとおりでらうというふうに思っています。もちろん効果もあります。

しかし、そのことで豊明がすぐにプールの選択をするかということは、一度検討すべきかなというふうに思います。

私自身は、今、ウォーキングということで、これからの健康寿命を延ばすということも確かにあります。

例えば、名古屋大学の水野先生、総長補佐というのは、やはり第二のふくらはぎを鍛えるということが非常に健康寿命につながっていくことも十分あるわけです。

ですから私自身も、福祉だけではなくて、まち全体が、これから歩きたくなるまちをつくりたいということはずっと思っているわけです。

そのことと、今の健康ウォーキングとが結びついていくわけです。

ですから、この一端だけちょっと触れておきますが、例えば今、大原公園で平野敬祐議員もお力添えをいただいて四季のこみちというのをつくります。

こうしたことを、先ほども体育館の横の話をされましたが、豊明全体を、例えば今、名鉄でも、桶狭間古戦場まつりのときにウォーキングみたいな形でウォークラリーをしています

ね。

そうしたことで、豊明全体に歩きたくなるようなまちをつくっていくとなると、歩道やいろいろなものを整備をしたり、京都なんかでありますね、哲学の道とか。

そうしたものを、これから歴史的に結ぼうというものができたり、それともまちの歩道を、とつてもすてきな歩道をつくって景観をつくるということもできるだろうし、皆さんがやはり歩きたくなるようなまちをつくるということは、1つには、大きな効果があるだろうというふうに思います。

しかし、これだけで全てではないと思います。

だから、例えば今、取り組んでいるのは、CKDといって人工透析をする、これだけでも国保で推測をすると8億ぐらいかかるわけです。この方を人工透析にいかない予防の段階できちっと指導する。今もう計画に入っていますが、そうすると、1人人工透析をしないと500万が浮いてくるわけです。2人いかなかったらもう1,000万ですね。

そういうような予防から、先ほど来、議員の皆さんが言っている食育とか、あらゆる面でやはり考えていくことが必要になるのではないかなと思っています。

ですから、もちろん言われた1案についても、一度示唆をしたいというふうに思っています。

以上であります。

No.164 ○議長(伊藤 清議員)

残り時間約3分です。

川上 裕議員。

No.165 ○1番(川上 裕議員)

それでは最後に、今回は、総合計画の中から進捗についてお聞きしました。

市長は、本会議の冒頭の挨拶で、第5次総合計画について語られました。コンサルタントも決定しましたと、市民アンケートも予定してます、地域に出向いて地区ごとに策定していく、そして幹部と協議をしていく。それは当たり前といえば当たり前なんですけれども、今までになく市長が強い決意を述べられているので、非常に期待しているところであります。よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、今回の水害対策、成人、高齢者の健康促進は、将来のまちづくりの重要な案件ですので、先ほどの強い決意を裏切らないように、総花的にならず、優先的というか、重点化して進める、職員の手でつくっていく、そういった第5次総合計画へつないていただくことを強く要望しておきます。

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

No.166 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、1番 川上 裕議員の一般質問を終わります。
ここで、10分間休憩といたします。

午後2時13分休憩

午後2時23分再開

No.167 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。
9番 一色美智子議員、登壇にてお願いいたします。

No.168 ○9番(一色美智子議員)

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

1項目、子育て支援の充実について。

ひとり親家庭への寡婦(夫)控除のみなし適用について。

9月4日、最高裁大法廷は、結婚していない男女間に生まれた非嫡出子、婚外子の遺産相続分を結婚した夫婦の子の2分の1とした民法の規定について、法のもとの平等を保障した憲法に違反するとの判決を出しました。差別的な扱いに苦しんでいる人を救う大変に重要な判断であります。

憲法は、法のもとの平等を保障しています。両親が結婚しているかどうかによって、生まれた子どもが差別されることは、許されるものではありません。

例えば、出生届には、嫡出子と嫡出でない子のチェック欄があります。

また、同じ母子家庭でも、婚姻歴の有無で経済的な負担に差が出るのが寡婦控除であります。

パートナーと死別や離婚した母親は所得税が控除されるが、未婚の母親には適用されていません。

今回の司法判断を契機に、こうした差別的な扱いも見直しが必要であります。寡婦控除を非婚の母子家庭にも適用しようとの動きが、全国の自治体で先行的に広がっております。

そもそも寡婦(夫)控除は、大黒柱である夫(妻)を失い、子どもを抱えて生活をする妻、夫を助けようとつくられた制度です。

第2次大戦後、夫を亡くした女性への線香代として始まったという経緯から、旧来の家族観、結婚観が色濃く残っています。

その後、離婚家庭にも適用を広げられてまいりました。

所得税法や地方税法では、寡婦の規定を夫と死別または離婚した後に再婚していない人や、夫の生死が明らかでない人と規定をされております。

ここから抜け落ちているのが、さまざまな理由で結婚せずに子どもを産み、育てている非婚のシングルマザーの方々であります。

寡婦(夫)控除の額は、所得税、住民税ともに約 26 万から 30 万円ぐらいになります。

それは、収入に応じて区分のある保育料や公営住宅の家賃にも影響をしております。

同じひとり親で、同じように苦勞をしているのに、異なる取り扱いを正当化する理由が見つからないという状況であります。

国勢調査などによりますと、母子のみで構成された世帯は、全国で約 75 万世帯、親族と同居している母子世帯を含めた総数は約 120 万世帯であります。うち、1 割弱が非婚世帯と見られております。

母子世帯の平均収入は、一般家庭の 4 割に満たない約 213 万円と、低い収入状況であります。

昨年、国立社会保障人口問題研究所が、単身女性の 32% が貧困という数字を発表し、社会に衝撃が走りました。

母子世帯の貧困率は、さらにそれを上回る 48% であり、女性が家計を支える世帯に貧困は集中している状況であります。

そこで、伺います。

1 番、母子・父子家庭の現状について。

2 番、本市における非婚の母子・父子家庭の生活の現状について。

3 番、保育料の算出について。

2 項目、地域包括ケアシステムの確立について。

介護保険制度は平成 12 年 4 月にスタートをし、制度施行後、12 年が経過いたしました。

そのサービスの利用者数も年々増加をし、今では、当時の 3 倍となって 400 万人を超えるなど、高齢者の暮らしを支える制度として定着をしております。

一方、世界に例を見ない日本の高齢化の進展は、2025 年には 75 歳以上の人口が約 3,657 万人に上がるとされ、今後の急速な高齢化の進展は、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、また単身高齢者のみの世帯の増加への対応、あるいは介護人材の確保などが喫緊の課題となっております。

これらの諸課題に対応するために、国においては、改正介護保険法が平成 24 年 4 月から施行されております。

この地域包括ケアは、高齢者の生活を地域で支えるために必ずしも介護保険給付だけでは十分でないことから、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることのできるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの 5 つの視点での取り組みを分断して

提供するのではなく、利用者のニーズに応じた適切なマネジメントにより、包括的に、また継続的に、サービスと入退院、在宅復帰を通じて切れ目なく提供できるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けての取り組みをすることにあります。

そこで、お尋ねをいたします。

本市におきましても、改正介護保険法に示された趣旨を踏まえ、豊明市第5次介護保険事業計画が策定をされ、2年が経過をし、間もなく3年目を迎えようとしています。

住みなれた地域で医療、介護、予防、住まい、生活支援などの各サービスを一体的に捉え、支援する地域包括ケアの取り組みについての現状分析と、課題をどのように考えているのかお伺いをいたします。

2、地域包括支援センターを2カ所にふやし、地域高齢者の身近な総合相談、支援機能の役割がますます重要となってまいりますが、困難な事例もふえていく状況だと感じますが、今の体制では限界があると思いますが、負担感、負担増についてはどのように考えているのか伺います。

3番、地域包括支援センターをもっと親しみやすく、わかりやすく、愛称として「高齢者あんしん相談センター」、「長寿あんしん相談センター」等に命名したらどうかと考えますが、当局の考えを伺います。

3項目、婚活支援で少子化対策を。

副市長におかれましては、めでたくご結婚をされまして、おめでとうございます。長続きの秘訣は、我慢と忍耐であります。どうか末永くお幸せに、心よりお祝いを申し上げます。

この婚活に関しましては、平成21年12月議会におきましても質問をいたしました。

我が国では、かつては皆婚希望が強く、特別な理由がない限り、人生の中で結婚することが当たり前とする意識が一般的でありました。

しかし近年では、高い年齢に至るまで未婚にとどまる人々がふえ、結婚を選択的行為として捉える見方が広まってきています。

少子高齢化による若年者の減少、未婚率の上昇などを背景に、我が国の婚姻件数は減少傾向にあります。

直近の2012年の婚姻数は、年間67万組で、最も多かった1972年の約110万組と比べると、約43万組少ない6割程度となっています。

大学進学率の上昇、独身者の意識変化などを背景に、結婚する年齢が高くなる晩婚化が進行しています。

日本人の平均初婚年齢は、2012年で夫が30.8歳、妻が29.2歳となっており、1980年には夫が27.8歳、妻が25.2歳から、約30年間に、夫は3.0歳、妻は4.0歳平均初婚年齢が上昇しています。

さらには、出産したときの母親の平均年齢を見ますと、2012年では、第1子が30.3歳、第2子が32.1歳、第3子が33.3歳であり、32年前の1980年と比較すると、それぞれ5.9歳、5.4歳、3.9歳と上昇しています。

ライフスタイルや意識の変化などを背景に、諸外国と比較して我が国は婚外子の割合が極めて低く、晩婚化に伴って晩産化も進行しているのです。

少子高齢化が急速に進展する中、未婚率の上昇が少子化の背景にあると、かねてより指摘をされてきました。

2013年版厚生労働白書では、未婚者のうち、いずれ結婚しようと考えている人が9割近くに上がったことから、若者の結婚願望は決して低いわけではない、ある程度の年齢までには結婚したいと思う若者はふえていると分析をしています。

一方で、異性の友人も交際相手もいないと答えた人が、未婚男性の約6割、未婚女性の約5割にのぼったことを踏まえ、結婚相手の候補となり得る交際相手がいる若者は限定的と指摘をしています。

また、本人の努力や気持ちの変化にのみ期待をするばかりではなく、周囲のさまざまな支援によって結婚に至るケースもあると言及をしています。

少子化対策の1つとして、豊明版婚活を支援してはとありますが、当局の考えを伺います。

1番、本市の状況の把握と対策について伺います。

2番、社会人交流セミナー等の出会いの場の提供、開催について伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

No.169 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.170 ○健康福祉部長(原田一也君)

それでは、健康福祉部より子育て支援の充実について、1項目目、母子・父子家庭の現状についてから順次お答え申し上げます。

本市の母子・父子家庭の世帯数を完全に捕捉することは不可能でございますが、ひとり親世帯を扶助するための手当である児童扶養手当の申請及び受給の状況から推定しますと、平成25年度11月において、申請世帯505世帯、支給世帯444世帯、うち全部支給228世帯、一部支給世帯216世帯、支給停止の世帯は61世帯となっております。

手当受給の原因別に見ますと、離婚によるもの428世帯、全体の84.8%となっております。死亡によるもの7世帯、全体の1.4%、障がいによるもの6世帯、1.2%、未婚によるもの46世帯、全体の9.1%、その他3世帯ございます。

こういったような状況でございます。

2項目目、本市における非婚の母子・父子家庭の生活の状況について。

母子・父子家庭の生活の状況を細かく捕捉することは不可能でございます。先ほどと同

様に、児童扶養手当の受給世帯の状況を分析しての答えとなりますが、未婚による受給世帯のうち、所得が年間100万円未満の世帯は56.5%、100万円以上200万円未満の世帯21.7%、合わせますと200万円未満の世帯は78.2%で、これを見る限りにおいて、8割近くが低所得世帯であると言えます。

住んでいるところも同様に、細かいところまではわかりませんが、実父母と同居しているという世帯は少なく、公団などを含む民間のアパートに住んでいることが多いと思われます。

ただしこの傾向は、受給原因が未婚の世帯に限ったことではなく、受給原因が一番多い離婚を含めたひとり親家庭全体の傾向であると思われます。

3項目目、保育料の算出についてでございます。

現在、保育園に入所しているひとり親世帯は、児童数にして117人、このうち未婚の世帯であると判明している世帯は17世帯です。

また、ひとり親家庭になった原因が離婚なのか未婚なのかなどが不明な世帯が8世帯あります。

ご質問の、寡婦控除を、現在、保育園に入所している未婚世帯であると判明している17世帯の保育料算定について、みなし適用した場合の影響を個別に検証しましたところ、保育料が変更になる世帯はありませんでした。

ただし、ひとり親家庭になった原因が不明な世帯である8世帯の中に、1世帯のみ影響のありそうな世帯があり、みなし適用すれば、保育料は月額1万8,000円から月額8,300円に下がることが想定されます。

続きまして、地域包括ケアシステムの確立について。

1項目目、取り組みについて、現状の分析と課題をどのように考えているかということでございます。

議員の申されますように、住みなれた地域で医療、介護、予防、住まい、生活支援など各サービスを一体的に支援する地域包括ケアシステムの構築は、平成27年度から始まる第6期豊明市高齢者福祉・介護保険事業計画においても重要な位置づけとなってきます。

当市においては、地域包括支援センターが実施する個別事例の地域ケア会議を始点に、地域課題の抽出を行って、在宅医療、福祉の連携や介護予防など、地域包括ケアシステムに位置づけられる事業展開に反映しております。

2項目目、地域包括支援センターを2カ所にふやし、地域高齢者の身近な総合的な相談、支援機能の役割がますます重要となってまいりますが、負担感、負担増についてはどのように考えているか伺いますことにつきましては、平成24年度より地域包括支援センターは2カ所で運営しており、直営として1カ所で運営しておりました平成23年度より、全体の総合相談の実績や地域での取り組みは、徐々に増加してきております。

第6期豊明市高齢者福祉・介護保険事業計画策定をする際において、今後の高齢者人口の推移を見つつ、適切な設置を考えていきたいと考えております。

3つ目、地域包括支援センターを、愛称として「高齢者あんしん相談センター」等に命名したらどうかということですが、地域包括支援センターの名称で地域の方々になれていただくよう、リーフレットや回覧だけでなく、老人クラブなど地域の集まりでも周知啓発を進めてきております。

今後もより一層、この名称に親しんでいくよう取り組んでまいります。名称の変更につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

終わります。

No.171 ○議長(伊藤 清議員)

伏屋行政経営部長。

No.172 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

行政経営部より、議員のご質問のうち、婚活支援で少子化対策をの1項目目、本市の状況の把握と対策についてご答弁を申し上げます。

若い世代の未婚率については、以前、議員が平成21年12月のご質問いただいたときの平成17年度の国勢調査から見ますと、平成22年度の国勢調査では、30歳代の未婚率の割合は全体で32.6%となり、3.3ポイント上昇しております。

特に、男性の2.9%の上昇に比べて、女性が3.8%の未婚率の上昇がございまして、女性の上昇が顕著になっているということが見受けられます。

出会いの場は大切なことであると認識をしておりますが、結婚されない理由が、相手がいないということだけではなくて、自身のライフスタイルや経済状況から、晩婚化が進んでいるというふうに分析をしております。

国におきましても、少子化の最も大きな要因としておりますのが、晩婚化による女性の晩産化から、生涯に出産できる子どもの数の低下を挙げておるところでございます。

晩産化は、女性が出産や育児に対して、経済面、核家族での子育て、自分の時間やゆとりの消失、仕事が継続できるかどうかなど、負担や不安が背景にあるというふうに考えております。

出会いの場の提供は重要であると考えますが、既に民間などで行われておまして、民間の豊富なノウハウにより、個々のニーズに合った出会いの場が選択できる状況にございます。

出会いの場の提供は、こうした民間のサポートで行っていき、我々行政といたしましては、子育て世代の不安の解消やワーク・ライフ・バランスを保つために、子育て支援の充実に注力をしていきたい、このように考えております。

以上です。

No.173 ○議長(伊藤 清議員)

横山経済建設部長。

No.174 ○経済建設部長(横山孝三君)

経済建設部より、婚活の関係の2項目目、社会人交流セミナー等の開催についてお答え申し上げます。

社会人交流セミナー等につきましては、出会いの場を提供する機会の1つとして考えておりますが、商工会では、現在のところ婚活を支援する社会人交流セミナーの開催予定はございません。

今後、商工会において婚活を支援する社会人交流セミナー等が開催された場合は、市民へのプライベート関与であり、慎重に対応すべきこともあります。支援について検討していきたいと考えております。

また、市においても、このセミナーの開催は現在のところ考えておりません。

以上でございます。

No.175 ○議長(伊藤 清議員)

一通り答弁は終わりました。

一色美智子議員。

No.176 ○9番(一色美智子議員)

るご答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。

まず、1項目の子育て支援の充実について。

ひとり親家庭の寡婦(夫)控除みなし適用につきまして、先ほど、ひとり親家庭になった原因が不明な世帯が8世帯あり、その中に影響があるのが1世帯と聞きました。その方がもしも適用された場合が、月額1万8,000円から月額8,300円に下がるとのご答弁をいただきました。

寡婦(夫)控除があるのとないのとでは、金額の差が月額でも約1万円あるって今聞かせていただきまして、また8割近くの方が低所得世帯であるということから、本市のみなし控除、みなし寡婦(夫)に対する控除適用の導入についてのお考えをお示しいただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

No.177 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.178 ○健康福祉部長(原田一也君)

該当します1世帯については、ひとり親家庭になった原因というのが、今の時点では判明しておりませんのであれですが、その辺の実情を今後、把握しながら、このみなし適用ができるかどうかについても内部で検討していきたいと思います。

終わります。

No.179 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.180 ○9番(一色美智子議員)

検討ということでしたけれども、同じ子育ての中で、婚姻歴があるかないかで寡婦(夫)控除が受けられる世帯とそうでない世帯では、費用負担の金額に差が出てまいります。

このような現状でありますけれども、これは本当に不公平感は否めないなという感じがいたします。

これは所得税法の欠陥があり、改正が必要ではなかろうかなというふうに思います。

国のほうでも今現在、議論の緒についたばかりではありますが、どうか豊明市の子育て支援が充実するように、各部署検討の上、導入に向けて調査研究をしていただきますよう激励をしておきます。

次の2項目目の、地域包括ケアシステムの確立についてに移らせていただきます。

先ほどの答弁も含めまして、地域包括ケアを推進していくには、地域の課題を把握することが重要だけれども、本市においては、個別のケア困難事例に対する問題解決が主に行われ、地域課題の検討までまだまだ及んでいない、これが現実だと思います。

個々、個人の地域包括ケアシステムの確立に向けては、この個人の尊厳を守りつつ、利用者のニーズを満たせる取り組みは、高齢となり、ひとり暮らしとなっても、また介護や医療が必要となっても、住みなれた地域や我が家で暮らすことのできるための環境整備は、私が言うまでもなく、喫緊の課題であると思います。包括ケアシステムの受容は大事な施策であると考えております。

厚生労働省が平成24年の5月に発表した介護保険制度に関する国民意見の結果概要を見ても、自分に介護が必要となった場合、家族の介護や介護保険サービス等を利用して在宅での生活を希望される人は50%以上にものぼり、最も多い結果となっております。

我が党が全国で介護総点検運動をいたしました結果も、同等な回答でありました。

また、国が地域や在宅での介護保険法の見直しを図る背景には、2025年にはいわゆる団塊の世代が75歳以上になり、病院や介護施設中心の支援体制では、追いつくことは困難であり、抜本的な改革が必要になったと考えられております。

今回の改正の目玉として、地域包括ケアシステムが位置づけられておりますように、在宅での要介護状態に対応できる医療と介護の連携の強化や、サービス体系の構築が必

要となってまいります、そこで、お聞かせいただきます。

本市のアンケート調査結果では、医療との連携状況について余り図られていないとする回答もありました。医療と介護の連携についての問題点と、今後についてどのように捉えてみえるのかお伺いいたします。

No.181 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.182 ○健康福祉部長(原田一也君)

議員ご指摘のように、今後、高齢化が進む中で、在宅での要介護状態に対応できる医療と介護の連携の強化や、サービス体系の構築が必要となってまいります。

国においても、地域包括ケアシステム構築の重要な施策として、在宅医療、介護の連携強化を挙げているところでございます。

豊明市においても、慢性期、療養期の受け皿不足、医療・福祉専門職種の役割について相互理解不足、地域医療の後方支援体制の未確立といった問題点があると認識しております。

平成23年10月より導入している在宅医療、福祉総合ネットワーク、「いきいき笑顔」の活用を進めることで、医療と介護の連携強化を図っていきたいと考えております。

終わります。

No.183 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.184 ○9番(一色美智子議員)

例えば、要介護高齢者の方が病気になり入院しても、病状が回復いたしますと、次は入所する介護施設を探さなくてはなりません。

また、介護施設に入所できずに、在宅で介護を受けざるを得ないケースも多々あると思います。

そうなりますと、高齢者や家族の負担は大変に大きくなってまいります、その辺のところはどのように考えてみえますか、お伺いいたします。

No.185 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.186 ○健康福祉部長(原田一也君)

病院から退院されて在宅で療養される方の問題が一番大きいかと思えます。

先ほども申しましたように、地域で医療、介護、福祉、住まい、そういったような地域包括ケアシステムを構築することで、在宅で療養される方々の安心安全を担保できるというふうに考えております。

終わります。

No.187 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.188 ○9番(一色美智子議員)

地域包括ケアシステムを実現・充実するためには、入院、退院、在宅復帰を通じて、切れ目のないサービスを継続的に提供することが必要と考えます。

そのためには、医療関係者と介護関係者が、高齢者の状態やサービスの利用状況などの情報を共有する必要があると思えます。

医療関係者と介護関係者が高齢者の状態やサービスの利用状況などの情報を共有し、必要に応じてサービスの調整ができる仕組みを築いていくことが、今後求められてまいります。医師会や介護事業者などの連携のあり方についてはどのように考えてみえますか、お伺いいたします。

No.189 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.190 ○健康福祉部長(原田一也君)

現在、「いきいき笑顔ネットワーク」が稼働されております。

そのネットワークは、議員が申されますように医師、それと訪問看護ステーションだとか介護事業所、または市の高齢部門とネットワークで結んでおりまして、必要に応じて関係するその職種の方々が、その在宅で療養される方のケアをするというような仕組みになっておりまして、ICTを活用した最新のシステムで動いておりまして、今後、その活用を広げていくことで、多職種連携を図りながら在宅での療養者を介護していくことができるのではないかとこのように考えております。

終わります。

No.191 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.192 ○9番(一色美智子議員)

在宅の要介護高齢者が24時間、365日を通して、30分以内に駆けつけられる日常生活圏内での介護、医療、生活支援などの24時間対応の定期巡回とか、随時対応型の訪問介護・看護サービスが今後、地域包括ケアシステムの中核部分を担っていく仕組みだと思えますけれども、その取り組みについてはどのように考えてみえますでしょうか、お伺いいたします。

No.193 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.194 ○健康福祉部長(原田一也君)

これからの地域包括ケアシステムの中核部分となります24時間対応の定期巡回、随時対応型訪問介護・看護サービスですが、一昨年、モデル事業として取り組みをさせていただきました。

その結果、今後、必要なサービスであるという認識は持っております。

現在、この24時間対応型の定期巡回、随時対応型訪問介護・看護サービス事業については、市内、近隣において実施の可能性があるサービス事業所に打診をしているところでございます。

終わります。

No.195 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.196 ○9番(一色美智子議員)

打診しているところということでありませけれども、具体的にはどうでしょうか、お伺いいたします。

No.197 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.198 ○健康福祉部長(原田一也君)

この24時間の訪問型の介護・看護事業というのは、議員が言われますように、夜間、30分以内に駆けつける、それと真夜中のコールに対して随時対応しなきゃいけないということで、いわゆるマンパワー不足ということが問題でございます。

そういった観点から、こういった事業を専門にやっている事業所に今現在、打診をして、27年度からの第6期計画で実施可能になるような努力をしているところでございます。終わります。

No.199 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.200 ○9番(一色美智子議員)

利用者に最も適したサービスを受けてもらうためには、地域包括ケア会議や包括ケアシステムを構築する上で、地域包括支援センター、ここの役割が大変大きくなってまいります。が、公的な支援だけではなく、多くの団体やボランティアなど、こうした地域の多様な社会資源の活用と、そのための連携協議の場となる地域ケア会議の設置、運営が必要となっておりますが、本市においてのこの課題と、今後についてはどのようになっているかお伺いさせていただきます。

No.201 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.202 ○健康福祉部長(原田一也君)

地域ケア会議につきましては、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく地域包括ケアシステムの実現に向けた対策として、国が強く押し進めているところでございます。

この地域ケア会議は、地域包括支援センターにおいて開催する、困難事例等の個別ケースの支援内容を通じたマネジメント支援や地域課題の把握を行う地域ケア個別会議と、市町村が開催する、地域課題を社会資源の開発や政策形成につなげる地域ケア推進会議とに分けられます。

現在、地域包括支援センターにおいて開催している地域ケア個別会議の中で、地域課題の把握に努めているところでございます。

また国は、地域ケア推進会議の既存会議の活用による開催という方針も打ち出しておりますので、今後、介護保険計画の中で、その活用について研究してまいりたいというふう

に考えております。

終わります。

No.203 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.204 ○9番(一色美智子議員)

地域課題の把握に努めているところということでございますが、地域包括ケアシステムには、医療や介護など専門家以外にも、地域などからの幅広い支援が欠かせません。

地域力、住民力を生かした取り組みについてはどのように考えてみえますか、伺います。

No.205 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.206 ○健康福祉部長(原田一也君)

地域の課題としまして、この介護にかかわるいろんな問題につきましては、個々いろんな問題がございますので、その個別事例について地域ケア会議の中で個々に対応を検討していると。

あと、会議を構成するメンバーでございますが、介護職員並びにケアマネジャー、地域包括ケアセンターの職員、行政の職員、そういったようないわゆる多職種間のメンバーによる構成で諸問題を解決していきたいというふうに考えております。

終わります。

No.207 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.208 ○9番(一色美智子議員)

高齢者の多様なニーズに応えていくためには、多くの機関と人が密接に関係をしてまいります。

さらには、一律では当てはめることはできないような事例もたくさん出てくると思います。地域包括ケアシステムは、今後ますます重要になってくると思います。

今後のいろいろな問題解決に当たっては、地域包括支援センターのリーダーシップや機能強化や医療と介護の連携強化、また社会資質の活用等、さらに深く求められてまいりま

すので、本市の高齢者の皆様方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、介護行政の諸課題、諸問題解決に向けて一步も退くことなく果敢に挑戦をいただきますようご期待を申し上げます。次の愛称の件ですが、今後、検討と言われましたけれども、何か案がありますでしょうか。

アンケート調査の結果、地域包括支援センターの名前も知らない人が約60%、6割の方がみえます。

名前も知らないのですから、「利用したことがありますか」の質問には、7割以上の方が「利用したことがない」と答えております。

気軽に、もうとにかく誰でも相談ができるように、わかりやすくすることは大変重要と考えております。

いち早く包括支援センターの愛称を考えていただきたいと思いますが、何か案などはありますか。

No.209 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.210 ○健康福祉部長(原田一也君)

議員が申されますように、確かに地域包括支援センターというのは、なかなか覚えるにしても覚えにくいような名前でございます。

ただ、これは介護保険法の中で名称としてこの施設がこういうふうになっておりますので、今まで使ってきたというようなことでございますが、愛称として考えていくということは、これから親しみやすい愛称があれば、前向きに考えていきたいと思っております。

今のところ、私どもで腹案があるということではございません。

終わります。

No.211 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.212 ○9番(一色美智子議員)

前向きに検討していただきたいと思っております。

あくまでも愛称でありますので、愛称はマスコットの的な名前でもいいと思っております。豊明らしくすてきな愛称になればと思っておりますので、とにかくもうわかりやすく、親しみやすい愛称を考えていただきますようお願いをいたしまして、次の3項目、婚活支援で少子化対策をということですので。

この取り組みは、各県、各市町で取り組んでおります。近隣市町では、日進市、尾張旭市、東海市等々で行っております。

また、東海市、一宮市、豊田市などでは、花婿学級なども開催しておりますけれども、本市でもぜひ花婿学級なんていうのを行ってはどうかなと思います、いかがでしょうか。

No.213 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.214 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

そういった取り組みがあることは承知しておりまして、民間だとかNPOの方々がそういったものをつくって、我々行政が後押ししていく形のようなことで進められるのであれば、やっていきたいというふうに考えております。

No.215 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.216 ○9番(一色美智子議員)

今回、国のほうでも、26年度予算として、地域・少子化危機突破支援プログラム推進事業経費として予算を組まれました。

これを使ってモデル事業を推進する考えはありますか、お聞かせください。

No.217 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.218 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

来年度の予算に出されました国の施策の、今、議員がおっしゃった地域・少子化危機突破支援プログラムの活用はということでございますが、このプログラムの推進事業は、内閣府が来年度、約2億円の予算をつけた事業でございます、地方公共団体が創意工夫した形での地域・少子化危機突破プランを全国から公募して、その中からモデル的な取り組みを選定した上で、集中的にその取り組みを支援をして、成果や課題について全国的に共有することによって、少子化対策の地域レベルでの取り組みを推進、加速化させるというものであるということ承知をしております。

婚活支援の先には少子化対策があり、そのためには、重要な支援プログラムだと認識を

しております。

本市に見合う有効なアイデアはもちろん採用していくべきでございますし、そのための情報収集にも努めていく、そういった所存でございます。

No.219 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.220 ○9番(一色美智子議員)

よろしく願いいたします。

以前に栄や金山などでも行っておりましたが、街コン、飲食店を回って出会いの場をつくるイベント、今、お出かけナイトなどを利用して街コンをしてもいいのではと思いますが、いかがでしょうか。

No.221 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.222 ○経済建設部長(横山孝三君)

街コンは非常にいいことでありますし、お出かけナイトですね、これも定期的にやっておりますので、ぜひ活用していただきたいと思います。

終わります。

No.223 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.224 ○9番(一色美智子議員)

最後に、市として婚活を行ってはとありますが、市長、婚活を支援して、最初にめでたく結婚が決まったカップルには、市長みずからがお仲人をされてはと思いますが、市長、取り組みについて伺いいたします。

No.225 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.226 ○市長(石川英明君)

実を言いますと、仲人はもう2件ぐらいやっておりますので、ありがとうございます。

ただ、今言われた婚活の問題は、実を言いますと、この間、東尾張の首長会議の中で、首長同士でこのような課題の話が出ました。

それは何かというと、今の職員が、多分、どこの首長も、やはり結婚されてない職員が多いという話が出まして、できたら各市町で職員同士の婚活をやれないかという提案がありまして、ちょうどちが幹事市で、ぜひ僕のほうでちょっとマネジメントができないかという話があって、実を言いますと、日進と長久手のライオンズクラブの、それはちょっと職員には流しましたが、これでは解決もいかないということで、一遍また何か考察をしなければいけないという段階にあります。

今、職員の中では、実際には婚活について、数回ちょっと論議をしたことがあるんですが、まだ皆さんの意識が共有化されていません。

ですからこの辺のことが、言われたように少子化の問題を考えていくと、全国の首長会議でいろんな人の発言を聞きますし、福祉ユニットに行ったときもそうですね、首長同士では、もう婚活は行政にとって必須の政策だということを言われる方が徐々にふえてきています。

ですから、そうしたことも一度我々自身が、全国の状況も踏まえながら一度整理をしながら研究をしていきたいというふうに思っています。

以上であります。

No.227 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.228 ○9番(一色美智子議員)

ぜひ、進めていただきたいなと思います。

田舎の地域に行くほど、婚活は多いそうです。

ユニークな取り組みとして、岡山県備前市では、縁結び係を新設しております。

また、佐賀県では、出会いから育児まで総合的に支援をしております、418(しああわせいっぱい)プロジェクトを始めております。

ぜひ、本市でも検討していただけますようお願いを申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。

No.229 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、9番 一色美智子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明 12 月 5 日 午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。
長時間ご苦労さまでした。

午後3時7分散会

copyright(c) Toyoake City.